

三原市長期総合計画基本計画(案)

令和7(2025)年2月

三原市

目次

第1章 基本計画の概要.....	4
1 策定の趣旨.....	4
2 施策の体系.....	5
第2章 施策の内容.....	6
基本目標1 ともに支え合い、ともに認め合えるまち.....	6
政策1-1 人権、男女共同参画.....	6
施策1-1-1 人権教育・啓発の推進.....	6
施策1-1-2 男女共同参画社会の形成.....	8
政策1-2 市民協働.....	10
施策1-2-1 地域づくり活動の活性化.....	10
施策1-2-2 市民協働のまちづくりの推進.....	12
政策1-3 国際化・多文化共生.....	14
施策1-3-1 国際化・多文化共生の推進.....	14
基本目標2 三原で生まれ、育ち、学んで良かったと思えるまち.....	16
政策2-1 子ども・子育て.....	16
施策2-1-1 子ども・子育て支援の充実.....	16
政策2-2 学校・就学前教育.....	18
施策2-2-1 学校教育・就学前教育の充実.....	18
施策2-2-2 教育環境の整備・充実.....	22
政策2-3 生涯学習、文化、スポーツ.....	24
施策2-3-1 生涯学習の振興.....	24
施策2-3-2 青少年の健全育成.....	26
施策2-3-3 文化・芸術の振興.....	28
施策2-3-4 スポーツの推進.....	30
基本目標3 社会に調和し、安全・安心・快適に暮らせるまち.....	32
政策3-1 健康・医療.....	32
施策3-1-1 健康づくりの推進.....	32
施策3-1-2 医療体制の維持.....	34
政策3-2 福祉、介護.....	36
施策3-2-1 地域共生社会の推進.....	36
施策3-2-2 長寿社会対策の推進.....	38
施策3-2-3 障害者福祉の充実.....	40
施策3-2-4 社会保障制度の適正な運営.....	44
政策3-3 防災・減災.....	46
施策3-3-1 災害対応力の強化.....	46
施策3-3-2 災害に強いまちの構築.....	48
政策3-4 生活の安全安心.....	52
施策3-4-1 消防・救急体制の整備.....	52
施策3-4-2 防犯活動・交通安全対策の推進.....	56

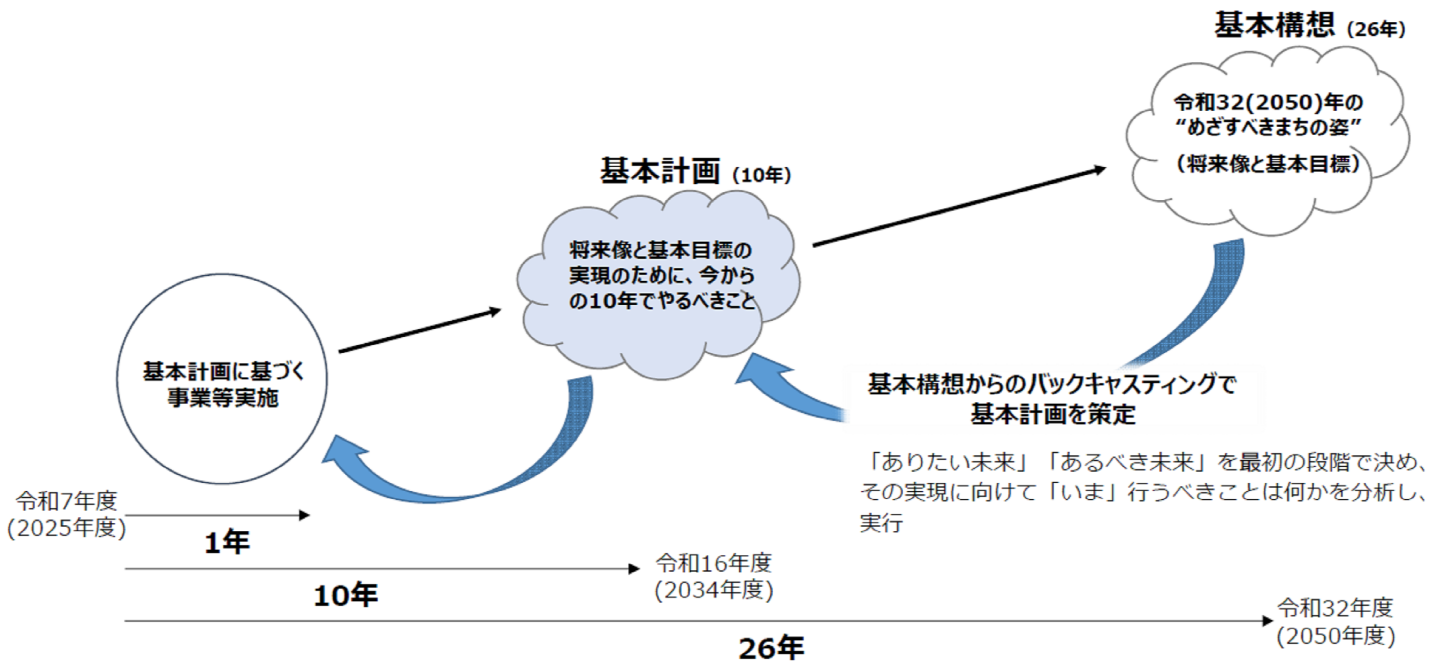
施策 3-4-3 消費者・生活者の安心の確保.....	58
政策 3-5 環境.....	60
施策 3-5-1 環境保全と脱炭素の推進.....	60
施策 3-5-2 循環型社会の形成.....	62
政策 3-6 生活基盤.....	64
施策 3-6-1 計画的なまちづくりの推進.....	64
施策 3-6-2 快適で安全な道路網の形成.....	66
施策 3-6-3 都市基盤の保全・整備.....	68
施策 3-6-4 安全・安心な水の安定供給.....	70
施策 3-6-5 汚水の適正処理.....	72
施策 3-6-6 快適で安全な住まいづくり.....	74
施策 3-6-7 持続可能な地域公共交通網の形成.....	76
基本目標 4 多彩な産業が活力を生むまち.....	78
政策 4-1 起業.....	78
施策 4-1-1 起業の支援.....	78
政策 4-2 商工業・サービス業.....	80
施策 4-2-1 商工業・サービス業の振興.....	80
政策 4-3 農林水産業.....	82
施策 4-3-1 農林水産業の担い手育成と生産振興.....	82
施策 4-3-2 農林水産基盤の保全と長寿命化.....	84
基本目標 5 「三原らしさ」を存分に活かし、人々が交流するまち.....	86
政策 5-1 移住・関係人口.....	86
施策 5-1-1 移住の促進、関係人口の創出.....	86
政策 5-2 観光.....	88
施策 5-2-1 観光の振興.....	88
政策 5-3 歴史、文化財.....	90
施策 5-3-1 歴史・文化財の保存・活用.....	90
政策 5-4 空港、港湾.....	92
施策 5-4-1 空港・港湾の活用.....	92
政策 5-5 中心市街地.....	94
施策 5-5-1 中心市街地の活性化.....	94
計画の実現に向けて.....	96
政策 6-1 行財政運営.....	96
施策 6-1-1 適正・効果的な行政運営の推進.....	96
施策 6-1-2 適正な財政運営の推進.....	98
政策 6-2 デジタル化.....	100
施策 6-2-1 デジタル化の推進.....	100
政策 6-3 情報発信.....	102
施策 6-3-1 戦略的・効果的な情報発信.....	102

第1章 基本計画の概要

1 策定の趣旨

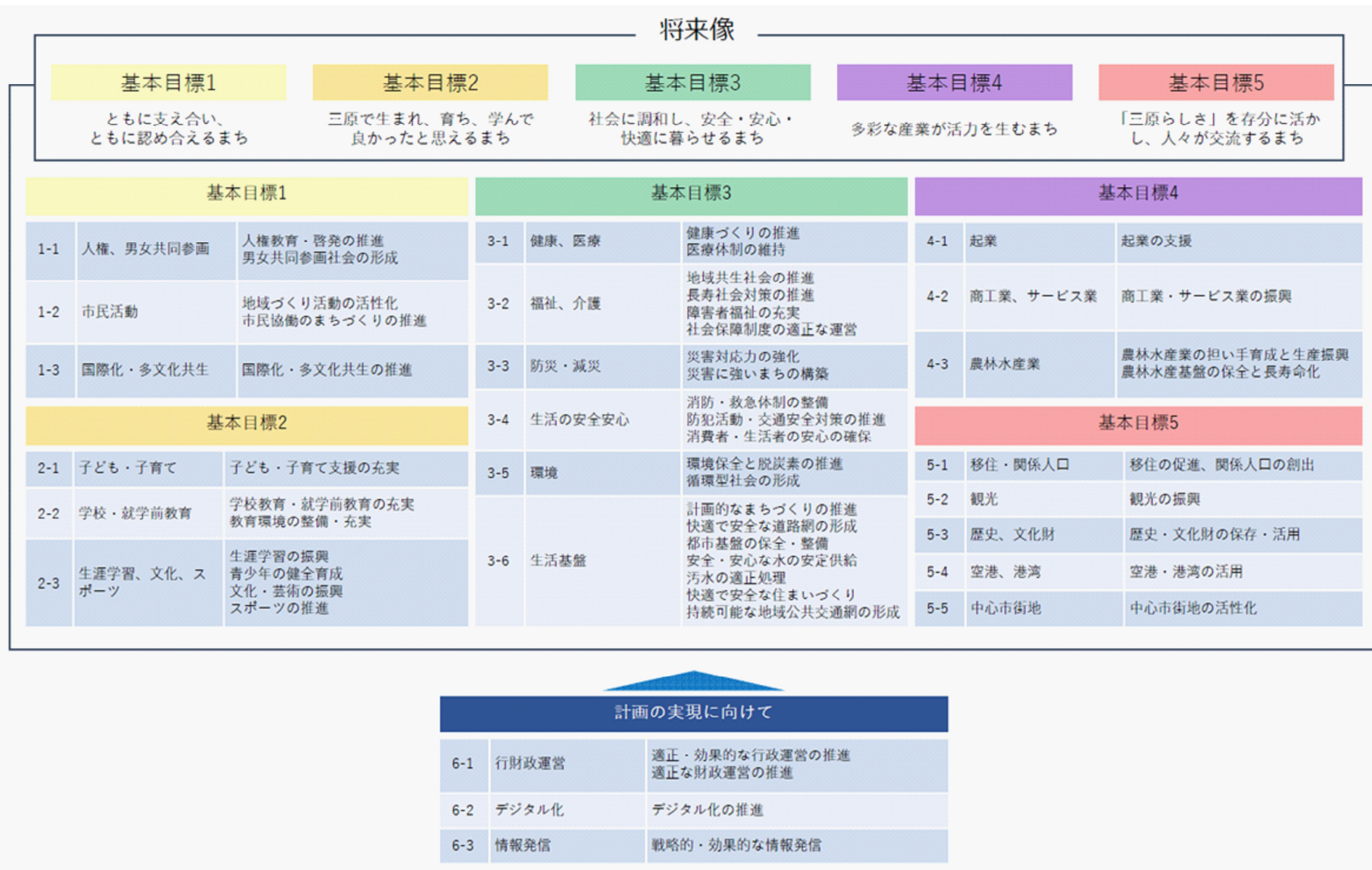
三原市は、令和6(2024)年6月に、26年後のめざすべきまちの姿(将来像と基本目標)を示す、基本構想を策定しました。基本構想では、5つのめざすべきまちの姿を掲げるとともに、市民の幸福感を最大化することを念頭に市政に携わり、市民、事業者、団体と力を合わせてまちづくりを進めていく姿勢を定めました。

基本計画は、基本構想を実現するための、施策の基本的方向と体系を示すものです。めざすべきまちの姿を実現するために、「今、行政は何を行うべきか」「市民や事業者、団体とともにできることは何か」をバックキャスティング(※1)の手法を用いて考え、令和16(2034)年までの10年間で取り組むべきことをまとめました。長期的な展望を持ち、「ありたい未来」「あるべき未来」のために今やらなければならないことを効果的に実行できるよう、計画の進捗を管理します。



※1 バックキャスティング：目標となる将来の理想の姿を想定し、その姿から現在を振り返り、今すべきことを定める考え方

2 施策の体系



第2章 施策の内容

基本目標1 ともに支え合い、ともに認め合えるまち

政策 1-1 人権、男女共同参画

施策 1-1-1 人権教育・啓発の推進

関係 SDGs 4 教育 5 ジェンダー 10 不平等 16 平和・公正

基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

全ての市民や事業者が、「人権尊重」を自分の事として捉え、相手を理解して、尊重し、思いやり、差別しないまちになっている。

現状

- ・ いまだに人権侵害を問題として考えない人や、無自覚に人権侵害の言動を行っている人、人権課題に対して無関心な人がいるため、差別的な発言やインターネットなどへの書き込みが発生しています。
- ・ 自身の受けてきた教育や社会環境からアンコンシャスバイアスがあります。
- ・ 戦争や被爆の体験者が減少する中、歴史の風化や平和意識の低下が生じるおそれがあります。
- ・ 従来の人権課題に加え、顕在化してきたLGBTQなどの専門性を求められる課題に対して、様々な窓口が存在しており、どこに相談してよいか分からない人がいます。
- ・ 人権相談を受けても、なかなか解決には至らないことがあります。

課題

- ・ 人権侵害を問題として考えない、無自覚に人権侵害を行うことが市民として許されない事と自覚し、人権課題に関心を持ち、自分事と捉えることができるよう、講演会や出前講座などへの参加を通じて、市民意識を向上させる必要があります。
- ・ アンコンシャスバイアスを自分事として認識できるような教育・啓発の必要があります。
- ・ 被爆の実相や戦争体験を知らない世代に効果的に伝え、市民の平和意識を醸成する必要があります。
- ・ 様々な相談者のニーズを的確に捉え、適切な助言や窓口につなげ、市民の課題解決につながる窓口としての機能を強化し、相談窓口を市民へ周知する必要があります。
- ・ 相談員のスキルアップを行い、関係部署や団体との連携体制を構築し、相談を解決するとともに、解決に時間がかかる案件については、市民に寄り添う継続的な支援をきめ細やかに行い、市民が安心できるようにする必要があります。

基本方針 1 人権課題について理解し、無意識に人権侵害を行わない、市民一人ひとりの人権意識を向上させる人権教育・啓発を実施します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
人権講演会等、出前講座の参加者数	2,054人 (令和5年度)	3,000人
人権講演会や出前講座に参加し、人権問題に対する理解が深まった人の割合	98% (令和5年度)	100%

基本方針 2 人権相談員の能力向上と関係機関との連携により相談窓口の機能を向上させ、人権文化センターで行う隣保事業における相談や、多様化・複雑化する人権問題の相談に対応します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
人権問題相談件数	66件 (令和5年度)	0件
人権文化センター隣保事業における相談件数	544件 (令和5年度)	800件

基本方針 3 従来の同和問題の解消に加え、多様性や多文化共生など、市民の相互理解に向け、人権課題の解決のための施設として、機能と事業を充実させます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
人権文化センターの利用者数	33,988人 (令和5年)	35,700人

主な部門別計画：三原市人権教育・啓発基本計画（令和7年3月策定）

基本目標1 ともに支え合い、ともに認め合えるまち

政策 1-1 人権、男女共同参画

施策 1-1-2 男女共同参画社会の形成

関係 SDGs 4 教育 5 ジェンダー 8 雇用・経済 10 不平等

基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

お互いの人権を尊重し、性の多様性の理解が進み、社会的責任を分かち合い、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮できる社会に近づいている。

現状

- ・ 職場・家庭・地域において誰もが責任を分かち合い、個性と能力を発揮できる社会の実現をめざしていますが、性別による役割分担の意識があらゆる場面で残っています。
- ・ パートナリシップ宣誓制度の導入（令和4年1月）や性の多様性理解への啓発を行っていますが、性的マイノリティの人への偏見や差別が残っています。
- ・ 女性活躍の推進や働き方改革に向けて、関係者・関係機関・事業者などへの広報・啓発・調査・支援などを行っています。
- ・ 女性の就業率は年々上昇していますが、結婚や出産を契機とした離職者は一定数おり、その中で再就労の意思はあるものの、家庭と仕事の両立の不安などの理由から、一步を踏み出せていない女性も一定数います。
- ・ DVに対する社会的な認知は広がっていますが、依然として女性相談窓口につながらないケースがあります。また、相談につながった場合も、複雑なケースなどは対応が難しく、安全確保や自立支援が十分に行えていない状況です。

課題

- ・ 男女共同参画を進めるには、男女双方の意識と生活スタイルを変える必要があります。また、性別による役割分担の意識は幼少期の家庭教育などから影響を受ける部分も多く、男女共同参画の視点に立った教育を推進する必要があります。
- ・ 性的マイノリティへの理解を更に進める必要があります。
- ・ 女性活躍と働き方改革の推進のため、職場の環境改善を進める必要があります。
- ・ 事業者は人手不足の状況にあり、求人は出していますが、子育て中の女性は時短勤務を希望する割合が高いため、柔軟な働き方をしやすい環境を整える必要があります。
- ・ 被害者や悩みを抱える人をスムーズに相談窓口につなげるとともに、様々なケースに応じた適切な支援の提供体制を構築する必要があります。

基本方針 1 男女双方の性別による役割分担の意識が解消され、誰もが個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現するため、広報・啓発に努めます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
講演会への参加を通じて、男女共同参画等の重要性に対する理解が深まった人の割合	92.5% (令和6年度)	95.0%
各種審議会等に占める女性委員の割合	30.2% (令和6年度)	40%

基本方針 2 性的マイノリティの人が自分らしく暮らせる社会を実現するため、性の多様性に対する正しい理解を広め、偏見や差別の解消に努めるとともに、社会全体が性の多様性を尊重し、認め合う環境づくりを進めます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
講演会への参加を通じて、性的マイノリティに対する理解が深まった人の割合	69.4% (令和5年度)	90%

基本方針 3 出産や育児などで離職した女性の再就職や、柔軟な働き方をしやすい職場環境づくりへの支援を推進します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
一般事業主行動計画の市内策定事業者数	35社 (令和6年3月)	55社

基本方針 4 配偶者からの暴力の防止と被害者保護のため、相談体制の充実と支援ネットワークの強化を推進します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
女性相談窓口での相談件数	323件 (令和5年度)	323件以上

主な部門別計画：私らしく暮らせるみはらプラン（令和4年3月改定）

基本目標 1 ともに支え合い、ともに認め合えるまち

政策 1-2 市民協働

施策 1-2-1 地域づくり活動の活性化

関係 SDGs 8 雇用・経済 11 まちづくり 16 平和・公正 17 連携・支援

基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

市民が支え合い、認め合いながら、安心していきいきと暮らしていくために、将来に向けてより多くの市民が地域づくり活動に取り組んでいる。

現状

- ・ 高齢化や人口減少などにより、住民組織の維持や地域活動が難しい状況になっています。
- ・ 住民組織の役員を担うことに負担感があり、地域活動を中心になって進める新たな担い手が見つかりづらい状況です。
- ・ 住民組織に加入しないと、地域の情報を得る手段がなく、同じ地域に暮らしていても交流する機会が少ない状況です。
- ・ 中山間地域において、生活に必要なサービスを受けることが難しく、暮らし続けることに不安感を持っている人がいます。
- ・ 地域コミュニティの活動が住民組織主体で行われる場合が多く、多様な主体による地域活性化が進んでいない状況です。

課題

- ・ 負担となる活動や、組織に必要な役職を整理し、無理なく参加できる住民組織にする必要があります。
- ・ 活動に参加していない人や住民組織に加入していない人が、多様な方法で活動に参加できる体制をつくる必要があります。
- ・ 住民組織の中に限らず、効果的・効率的に情報発信を行い、地域住民の交流を促進する体制づくりを行う必要があります。
- ・ 中山間地域において、住民組織などによる生活支援サービスの構築など、多様な手段で生活に必要なサービスを受けられる状況をつくる必要があります。
- ・ 住民組織だけに頼ることなく、市民活動団体や民間企業などの団体、地域支援員、地域おこし協力隊などの多様な活動者が活躍できる地域をつくる必要があります。

基本方針 1 地域づくり活動の主体である住民組織の活動を活発にするため、地域と行政が連携し、地域を運営する「地域経営」の取組を進めます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
地域経営に取り組んでいる組織数	19 団体 (令和 6 年 3 月)	40 団体
ほかの団体や住民組織未加入者と協働して活動している住民組織数	(今後調査)	500 団体

基本方針 2 地域支援員や地域おこし協力隊など関係者との連携を強化し、中山間地域の維持・活性化の取組を進めます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
以前より地域の活動が活発化していると感じる中山間地域の住民組織（活動中核組織）の割合	30% (令和 5 年度)	100%
地域支援員の配置人数	24 人 (令和 6 年 4 月)	28 人
中山間地域の住民組織（活動中核組織）が地域の課題解決に取り組んだ事業数（累計）	126 事業 (令和 6 年 3 月)	146 事業

主な部門別計画：三原市市民協働のまちづくり指針（平成 20 年 2 月策定）、三原市地域経営方針（平成 31 年 3 月策定）、三原市過疎地域持続的発展計画（令和 6 年 4 月改定）、三原市中山間地域活性化基本方針（平成 25 年 3 月策定）、三原市住民組織活性化構想（平成 20 年 3 月策定）

基本目標1 ともに支え合い、ともに認め合えるまち

政策 1-2 市民協働

施策 1-2-2 市民協働のまちづくりの推進

関係 SDGs 11 まちづくり 16 平和・公正 17 連携・支援

基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

多様な主体が連携し、それぞれの強みを活かした活動を行い、協働のまちづくりの取組が活発化している。

現状

- ・ 「多様な主体が協働することにより、単独では解決することが難しい課題に効率的に取り組むことができる」という考え方が十分に浸透していない状況です。
- ・ 地域住民の生活を豊かにするために、各団体の強みを活かした活動をする必要がありますが、他団体の活動や強みを知る機会が不足しています。
- ・ 会員の高齢化や新規加入者がいないことなどにより、活動を継続することが難しい団体が増えています。
- ・ 継続してボランティア活動を行う人が少ない状況です。個人ボランティアとして登録しても活動に結びつかない人や学校の勤めなどで登録しても活動が継続しない人がいます。

課題

- ・ 人口減少で市民活動や住民組織活動が停滞する中、効果的に活動するため、他団体などと連携する必要があります。
- ・ 効果的に情報共有を行い、市民活動団体や企業、住民組織がそれぞれの強みを活かして連携できる体制を作る必要があります。
- ・ 団体が活動を継続できるよう、相談体制を強化し、負担の軽減につながる支援を行う必要があります。また、既存の団体の活動が難しい場合には、新たな団体の立ち上げを支援できる体制が必要です。
- ・ 団体に所属していなくても協働のまちづくりに参加する人を増やすため、継続してボランティア活動を行うことができるよう、マッチング機能の強化や情報共有のための個人ボランティア同士のつながりを作るほか、ボランティア活動や地域活動への参加を促進する仕組みづくりが必要です。

基本方針 1 地域課題などの解決や活動の充実に向け、新たな活動に取り組む団体の支援や多様な主体との協働を進めます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
市民協働のまちづくり事業を実施した団体数	3 団体 (令和 6 年度)	7 団体

基本方針 2 ボランティア・市民活動サポートセンターを中心に、市民協働のための人材の確保・育成と、市民活動団体や住民組織などの多様な主体が連携するためのネットワークの充実に取り組みます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
三原市ボランティア・市民活動サポートセンター登録団体数	82 団体 (令和 5 年 12 月)	130 団体
ボランティア活動者数	395 人 (令和 5 年度)	500 人

主な部門別計画：三原市市民協働のまちづくり指針（平成 20 年 2 月策定）

基本目標 1 ともに支え合い、ともに認め合えるまち

政策 1-3 国際化・多文化共生

施策 1-3-1 国際化・多文化共生の推進

関係 SDGs 8 雇用・経済 10 不平等 11 まちづくり 16 平和・公正 17 連携・支援

基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

外国籍市民と日本人市民のコミュニケーションが円滑になり、外国籍市民が日常生活の困り事を解決できている。

現状

- ・ 外国籍市民の人数は増加傾向にあり、今後も増加することが予想されます。外国籍市民の中には、母国語以外でコミュニケーションをとれない人がいます。日本人市民の中には英語を話せる人もいますが、外国籍市民が英語を話せないこともあります。そのため、意思疎通が上手くいかず、誤解が生じたり、生活ルールを正しく理解できなかつたりし、地域生活で困り事が生じることがあります。
- ・ 災害への備えや災害発生時の避難情報といった行政からの情報など、多くの情報が多言語化されていないため、情報を必要としながらも、情報を入手できなかつたり、正確に理解できていなかつたりする外国籍市民がいます。
- ・ 外国籍市民にとって日本の文化や生活習慣を知る機会が十分ではないため、生活上のトラブルが発生することがあります。
- ・ 日本人市民にとって日本以外の文化を知る機会が十分ではないため、日本とは異なる文化や価値観を尊重する意識が養われておらず、外国籍市民に対する差別意識を持つ人がいます。

課題

- ・ 日本語を学びたい外国籍市民が日本語を学べるようにする必要があります。
- ・ また、外国籍市民と日本人市民がコミュニケーションをとれるように、外国籍市民と接する機会の多い企業や地域のコミュニティ、学校、行政などの関係者を中心に、「やさしい日本語」を普及させる必要があります。
- ・ 情報を必要としている外国籍市民が情報を入手し、正確に理解できるようにする必要があります。
- ・ 外国籍市民が日本の文化や生活習慣を理解できるようにする必要があります。
- ・ 外国籍市民の生活上の困り事を解決できるようにする必要があります。
- ・ 日本人市民が日本以外の文化や価値観を理解できるようにする必要があります。

基本方針1 外国籍市民と日本人市民が文化や価値観の違いを互いに理解する意識を醸成します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
異文化理解の催しに参加した外国籍市民と日本人市民の人数	384人 (令和5年度)	650人

基本方針2 外国籍市民が生活しやすいよう、言葉の壁を取り払う取組や困り事の解決に向けたサポートをします。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
市の相談窓口で困り事が解決した割合	100% (令和5年度)	100%
地域の日本語教室に参加した人のうち、基本的な日本語が理解できるようになった人数	(今後調査)	(上昇)

主な部門別計画：びんご圏域多文化共生推進ビジョン（令和7年3月策定）

基本目標 2 三原で生まれ、育ち、学んで良かったと思えるまち

政策 2-1 子ども・子育て

施策 2-1-1 子ども・子育て支援の充実

関係 SDGs 1 貧困 2 飢餓 3 保健・福祉 4 教育 16 平和・公正

基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

希望する人が子どもを生み育て、生まれた子どもたちが健やかに育つ環境が整っている。

現状

- ・ 婚姻件数や出生数が減少しており、未婚化や少子化が進んでいます。
- ・ 安心して妊娠・出産できる環境づくりや、教育・保育サービスや経済的な支援の充実、子どもが参加して楽しいイベントの開催などが求められています。
- ・ 核家族化の進行等により、親族等の援助を受けられず、サポートを必要としている子育て世帯が存在しています。
- ・ ひとり親世帯では、「現在の暮らしが苦しい」とする割合がその他の子育て世帯に比べて高くなっています。
- ・ 安心して子どもを預けられる教育・保育サービスの充実が求められています。

課題

- ・ 若者の出会いを創出するなど、結婚を希望する人への支援に取り組む必要があります。
- ・ 妊娠や出産、子育てに関する相談に応じられるよう、支援体制を充実させる必要があります。
- ・ 子育て世帯の負担軽減や子どもの健やかな成長の支援、子どもの孤立を防ぐための居場所づくりや貧困対策などの充実、虐待の未然防止に努める必要があります。
- ・ 保護者のニーズに応じた教育・保育サービスを提供するための保育環境を充実させる必要があります。

基本方針1 子どもの健やかな成長をライフステージに応じて切れ目なく支援します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
1歳6か月児健康診査受診率	97% (令和5年度)	97%
待機児童数（保育所・認定こども園（長時間利用））	0人 (令和6年3月)	0人
児童館の利用者数	36,725人 (令和5年度)	45,000人
子育てに不安や負担を感じていない保護者の割合（未就学・小学生）	41% (令和5年度)	50%
みはら縁結びサポーターが関わったマッチング数	14組 (令和5年度)	19組

基本方針2 子どもの権利を保障し、子どもが未来に希望を持って成長できる環境を整備します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
児童虐待死亡数	0人 (令和5年度)	0人
自分の意見や考えがまわりの大人に聞いてもらえると思う子どもの割合（小5・中2）	77% (令和5年度)	85%
自分の意見や考えがまわりに聞いてもらえると思う若者の割合	74% (令和5年度)	85%

基本方針3 保護者が安心して子育てできる環境を整備します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
市ホームページ「みはら子育てねっと」のアクセス件数	312,300件 (令和5年度)	313,700件
ファミリー・サポート・センターの実利用者数	73人 (令和5年度)	140人
地域の方が子育てを支えてくれていると感じている保護者の割合（未就学・小学生）	49% (令和5年度)	60%

主な部門別計画：みはらこども・子育て応援プラン（令和7年3月策定）、第4期三原市幼稚園・保育所等適正配置実施計画（令和7年3月策定）

基本目標 2 三原で生まれ、育ち、学んで良かったと思えるまち

政策 2-2 学校・就学前教育

施策 2-2-1 学校教育・就学前教育の充実

関係 SDGs 1 貧困 4 教育 5 ジェンダー 10 不平等

基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育成することにより、児童生徒の生きる力が育まれている。

現状

- ・ 質問紙調査で「授業がわからない」と回答する児童生徒が一定数おり、平成 31 年度まで上昇していた学力調査結果が、それ以降伸び悩んでいます。
- ・ 生活習慣の乱れ、学校に行く意義を感じられない、友人関係・教職員との関係への悩み等から、不登校の児童生徒が年々増加しています。
- ・ 自分の良さを自覚できる場面や人の役に立ったと実感できる場面が不足しており、自己肯定感が低い児童生徒が一定数います。
- ・ 運動の楽しさを見いだせない児童生徒が一定数おり、外遊びや部活動で運動に親しむ児童生徒が減少しています。
- ・ 幼稚園・保育所等適正配置実施計画に基づき、保護者の多様なニーズに対応して私立幼稚園が認定こども園化しています。
- ・ 幼稚園・保育所等適正配置実施計画に基づき、公立、私立を問わず、一定水準の幼児教育と保育を提供できるよう、市立幼稚園型認定こども園を幼児教育の拠点施設としています。

課題

- ・ 児童生徒が主体的に学び、「わかった」「できた」を感じられる学びの場が必要です。
- ・ 児童生徒が安心して学ぶことができる多様な学びの場づくりが必要です。
- ・ 児童生徒が自分の良さや人の役に立っていることを実感できる場をつくる必要があります。
- ・ 児童生徒が生涯にわたって、運動に親しむための基盤づくりが必要です。
- ・ 保護者の幼児教育のニーズに対応するため、私立の幼稚園と幼稚園型認定こども園を支援する必要があります。
- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園において、質の高い学びが必要です。

基本方針1 児童生徒の学ぶ力を育むため、授業を改善するとともに、指導体制を充実させます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
全国平均に対する学力定着の状況	小学校 101.4% 中学校 95.9% (令和6年度)	小学校 101% 中学校 101%
「授業の内容がよくわかりますか」に肯定的回答をした児童生徒の割合	小学校 83.2% 中学校 80.5% (令和6年度)	小学校 85% 中学校 85%
「わからないことや詳しく知りたいことがあったときは、自分で学び方を考え、工夫することはできていますか」に肯定的回答をした児童生徒の割合	小学校 83.8% 中学校 79.0% (令和6年度)	小学校 85% 中学校 85%

基本方針2 地域や社会へ貢献しようとする態度や自己肯定感を育むため、特別活動や地域貢献活動を充実させます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
「自分にはよいところがありますか」に肯定的回答をした児童生徒の割合	小学校 84.8% 中学校 82.2% (令和6年度)	小学校 85% 中学校 85%
「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」に肯定的回答をした児童生徒の割合	小学校 83.3% 中学校 76.3% (令和6年度)	小学校 85% 中学校 85%

基本方針3 生涯にわたって運動に親しもうとする児童生徒を育むため、運動の楽しさを実感するきっかけとなる環境を充実させます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
「運動することは好きですか」に肯定的回答をした児童生徒の割合	小学校 89.8% 中学校 84.4% (令和6年度)	小学校 90% 中学校 90%
児童生徒の体力・運動能力が全国平均を上回った種目数	小学校 6種目 中学校 14種目 (令和6年度)	小学校 15種目 中学校 15種目

基本方針4 安心して子どもを生き育て、学ばせる幼児教育を提供します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
開園している市立幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）の施設数	3か所 (令和6年3月)	3か所
開園している私立幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）の施設数	5か所 (令和6年3月)	5か所

基本方針5 児童生徒の心身の健全な発達と食生活の改善に寄与する学校給食を安定的に提供します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
学校給食残菜率	4.7% (令和5年度)	4.0%

主な部門別計画：三原市教育振興基本計画（令和7年4月策定）、第4期三原市幼稚園・保育所等適正配置実施計画（令和7年3月策定）

基本目標 2 三原で生まれ、育ち、学んで良かったと思えるまち

政策 2-2 学校・就学前教育

施策 2-2-2 教育環境の整備・充実

関係 SDGs 4 教育

基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

教育の情報化に対応した ICT 機器が整備され、児童生徒が効果的に教育を受け、学校施設において安全で快適な環境で学習している。

現状

- ・ 国が示す GIGA スクール構想の実現に向け、児童生徒一人 1 台の ICT 端末と校内 LAN を整備しましたが、ICT 端末などの機器は進化しているため、計画的な整備と更新が求められています。
- ・ 築後 30 年～40 年が経過し、老朽化が進行した学校施設について、安全性や快適性を確保するため、計画的な改修と修繕が求められています。

課題

- ・ 新たな ICT 機器の整備や更新、維持管理のための財源や専門的な知識を有する人材を確保する必要があります。
- ・ 学校施設長寿命化計画の実行のための財源や技術職員の人材を確保する必要があります。

基本方針1 教育の情報化に対応した ICT 機器の整備や更新を行い、必要な学校教材を整備します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
ICT 端末の整備率	100% (令和6年5月)	100%

基本方針2 児童生徒の学習環境を整え、学校施設の安全性や快適性を確保します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
学校施設長寿命化計画の個別計画の進捗率	24% (令和6年3月)	100%

主な部門別計画：三原市学校教育情報化推進計画（令和7年3月策定）、三原市学校施設長寿命化計画（令和3年2月策定）、三原市教育振興基本計画（令和7年4月策定）

基本目標 2 三原で生まれ、育ち、学んで良かったと思えるまち

政策 2-3 生涯学習、文化、スポーツ

施策 2-3-1 生涯学習の振興

関係 SDGs 4 教育 10 不平等

基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

生涯学習を希望する人が、希望する活動をすることができる。

現状

- ・ 人生 100 年時代、超スマート社会の進展など、社会が大きな転換点を迎え、生涯学習の重要性が高まっており、リスキリングや嗜好に対応した新たなメニューへの需要も高まっています。
- ・ 社会教育施設の経年劣化が進行し、空調の故障など、市民の利用に支障が生じる場合があります。

課題

- ・ 新しい需要への対応も含めて、生涯学習の機会と場を提供する必要があります。
- ・ 施設の適切な管理・計画的な修繕を実施し、快適に学ぶ環境を維持する必要があります。

基本方針1 市民が生涯を通じて快適に生涯学習に取り組むことができる、機会と場を提供します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
生涯学習施設の利用者数	350,074 人 (令和5年度)	330,000 人
みはら市民大学の学生数	1,131 人 (令和6年度)	1,000 人
図書館における図書資料の市民一人当たりの貸出冊数	5.3 冊 (令和5年度)	7.0 冊

主な部門別計画：なし

基本目標 2 三原で生まれ、育ち、学んで良かったと思えるまち

政策 2-3 生涯学習、文化、スポーツ

施策 2-3-2 青少年の健全育成

関係 SDGs 3 保健・福祉 4 教育 5 ジェンダー 8 雇用・経済 10 不平等 16 平和・公正

基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

学校・家庭・地域の連携が深まり、青少年が交流・体験活動等を通じて、自分たちの住む場所への愛着を持ち、地域貢献の意識が高まっている。

現状

- ・ 家族形態の変容や価値観・ライフスタイルの多様化などにより、地域社会とのつながりや人間関係が希薄になっています。
- ・ 青少年が日常生活の中で学ぶべき自主性や社会規範など、社会生活を営む上で必要な能力を学ぶ機会が少なくなっています。
- ・ インターネットの普及に伴い、SNS やオンラインゲームなどの利用が増加し、それに伴うトラブルや依存症の問題が深刻化しています。
- ・ 社会生活を営む上での難しさや生きづらさを抱えた青少年が増加しています。

課題

- ・ 学校と家庭、地域が連携し、子どもたちの学びやふれあいを支える環境づくりが必要です。
- ・ 家庭や地域の教育力を高めるため、家庭教育についての学習機会の提供や助言体制を充実させることが必要です。
- ・ 青少年を有害情報から守るため、意識啓発活動などを通じて、メディアリテラシーの向上や規範意識の醸成が必要です。
- ・ 課題を抱えた青少年やその家族の社会的孤立を防ぐため、一人ひとりに寄り添った支援が必要です。

基本方針1 学校や家庭、地域が一体となって連携を深め、地域全体で子どもを見守り、育む環境づくりを推進します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
「コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等の取組によって、学校と地域や保護者の相互理解が深まった」の肯定回答割合	70.0% (令和6年度)	100%
「コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等の取組によって、学校と地域や保護者の相互理解が深まった」の肯定回答割合	40.0% (令和6年度)	100%

基本方針2 地域や人とのふれあいの中で青少年を健全に育成できるよう、様々な体験活動や交流の機会を提供し、社会参加を促進します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
将来の夢や目標を持っている児童の割合	80.9% (令和6年度)	85%
将来の夢や目標を持っている生徒の割合	66.0% (令和6年度)	70%

主な部門別計画：みはらこども・子育て応援プラン（令和7年3月策定）

基本目標 2 三原で生まれ、育ち、学んで良かったと思えるまち

政策 2-3 生涯学習、文化、スポーツ

施策 2-3-3 文化・芸術の振興

関係 SDGs 4 教育 11 まちづくり

基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

市民が文化芸術の鑑賞・発表を楽しんでいる。

現状

- ・ 文化・芸術を楽しみ、活動に取り組む機会と場があると感じる市民の割合が減っています。

課題

- ・ 絵画や音楽など文化芸術を鑑賞し、発表する機会を提供する必要があります。
- ・ 興味関心を持つ人が増えるよう、体験する機会を提供する必要があります。
- ・ 活動の拠点施設である芸術文化センター「ポポロ」で、多彩な鑑賞の場を提供する必要があります。
- ・ 三原市芸術文化センター「ポポロ」長寿命化計画に基づき、計画的に施設の適正な維持管理をする必要があります。

基本方針1 文化芸術の振興を図るため、絵画や音楽などを鑑賞・発表・体験する機会を提供します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
鑑賞機会（三原市美術展覧会・市民音楽祭・所蔵品展・映画祭）の入場者数	3,820 人 (令和5年度)	3,642 人
発表機会（三原市美術展覧会・市民音楽祭）の参加者数	568 人 (令和5年度)	542 人
三原市美術展覧会・市民音楽祭などでの体験会への参加者数	34 人 (令和5年度)	32 人
市民ギャラリー ギャラリー1・2の入場者数	8,722 人 (令和5年度)	8,315 人
芸術文化センターの利用者数	24,089 人 (令和5年度)	92,159 人
芸術文化センターホールの稼働率	51% (令和5年度)	55%

主な部門別計画：三原市芸術文化センター「ポポロ」長寿命化計画（令和2年3月策定）

基本目標 2 三原で生まれ、育ち、学んで良かったと思えるまち

政策 2-3 生涯学習、文化、スポーツ

施策 2-3-4 スポーツの推進

関係 SDGs 4 教育 11 まちづくり

基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

スポーツに親しんでいる市民が増えている。

現状

- ・ ほとんどスポーツをしていない人が3割を超え、特に50歳未満の実施頻度が低い状況です。
- ・ スポーツが嫌い、興味がない人の割合が5割を超えています。
- ・ スポーツ施設の老朽化などにより、快適にスポーツをする環境が整っていません。
- ・ 全国レベルの大会やイベントが少なく、スポーツに興味を持ってもらう機会が少ない状況です。
- ・ スポーツ少年団の活動団体数・団員数ともに年々減少している状況です。
- ・ 高齢化やライフスタイルの多様化などにより、指導者の減少が続いています。

課題

- ・ それぞれのライフステージに応じて様々な関わり方でスポーツを体験する機会が必要です。
- ・ 市民のニーズに応じて、気軽にスポーツに触れる機会が必要です。
- ・ 多様化するスポーツニーズに応じて、施設や設備環境を整備する必要があります。
- ・ スポーツ大会の開催や合宿等の誘致を行う必要があります。
- ・ 普段からスポーツに取り組んでいない子どもたちを中心に、いろいろなスポーツを体験できる場が必要です。
- ・ 競技団体だけでなく、スポーツに関わる様々な人々との連携による活動を行う必要があります。

基本方針1 市民がライフステージに応じて、気軽にスポーツに親しむことができる環境を整えます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
公共スポーツ施設の利用者数	412,362人 (令和5年度)	422,000人

基本方針2 普段からスポーツ・運動に取り組んでいない市民を含め、多くの市民に参加してもらうため、スポーツに触れる機会を提供します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
観戦できるスポーツ大会の開催数(累計)	16回 (令和6年3月)	65回

基本方針3 各種スポーツ関係団体などとの連携を強化し、指導者の育成などにより、誰もが気軽に、自分にあったスポーツを見つけられるような環境を整えます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
新規資格取得指導者数(累計)	170人 (令和6年3月)	380人

主な部門別計画：三原市スポーツ推進計画(平成29年4月策定)

基本目標 3 社会に調和し、安全・安心・快適に暮らせるまち

政策 3-1 健康・医療

施策 3-1-1 健康づくりの推進

関係 SDGs 1 貧困 2 飢餓 3 保健・福祉 5 ジェンダー 11 まちづくり 16 平和・公正 17 連携・支援

基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

健康づくりに取り組み、健康寿命が延伸している市民が増えている。

現状

- ・ 健康づくりに関心はあっても、検診の受診や運動をせず、健康の維持・増進ができていない人がいます。
- ・ 10年以上、がん（悪性新生物）が死因別死亡者数の1位となっています。
- ・ 自殺死亡者数は、年間12人～22人の間で増減を繰り返しています。

課題

- ・ 【栄養】適正体重を維持し、生活習慣病や肥満・やせ・低栄養を予防する必要があります。
- ・ 【運動】身体活動を増やし、将来にわたって健康を維持する必要があります。
- ・ 【口腔】生涯、自分の歯で食事ができる口腔機能を維持する必要があります。
- ・ がん検診や特定健診を受診することにより、疾病を早期に発見し、重症化を予防する必要があります。
- ・ 悩みを抱えている人に気づくことができる人材を増やし、自殺死亡者数を減らす必要があります。

基本方針 1 食育、運動、歯と口の健康など、自分の健康に関心を持ち、健康づくりに取り組む市民を増やします。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
BMI 18.5 以上 25.0 未満の人の割合	66.7% (令和 5 年度)	67.8%
食塩摂取量 (男性)	10.1 g (令和 5 年度)	7.5g
食塩摂取量 (女性)	9.3g (令和 5 年度)	6.5g
1 回 30 分程度の運動を週 2 回、1 年以上している人の割合	41.3% (令和 5 年度)	50.0%
歯周疾患検診受診率	21.3% (令和 5 年度)	30.0%

基本方針 2 がん検診、特定・基本健診の受診を推進し、生活習慣病の発症・重症化を予防します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
大腸がん検診受診率	5.9% (令和 5 年度)	60.0%
乳がん検診受診率	18.6% (令和 5 年度)	60.0%
精密検査受診率 (5 がん)	83.0% (令和 5 年度)	90.0%
特定健診受診率	29.4% (令和 4 年度)	60.0%

基本方針 3 支える人材の育成や相談体制の維持をするとともに、自殺対策など、生きづらさを抱える人を支援します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
睡眠で十分に休養が取れている人の割合	75% (令和 5 年度)	80%
自殺者数	20 人 (令和 4 年)	11 人

主な部門別計画：第 2 期健康・食育みはらプラン (令和 6 年 3 月策定)、第 9 期三原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 (令和 6 年 3 月策定)、第 7 期三原市障害者プラン (令和 6 年 3 月策定)、第 3 期データヘルス計画 (令和 6 年 3 月策定)

基本目標 3 社会に調和し、安全・安心・快適に暮らせるまち

政策 3-1 健康・医療

施策 3-1-2 医療体制の維持

関係 SDGs 1 貧困 3 保健・福祉 4 教育 10 不平等 17 連携・支援

基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

周産期・小児・救急・在宅医療等の体制が維持され、必要な医療サービスを受けることができている。

現状

- ・ 医師や看護師などの医療従事者の確保が困難になり、医療機関が減り、居住地域、時間、診療科目によっては、身近な地域で必要な医療を受けることができない状況も生じています。
- ・ 北部地域には病院がなく、世羅町に所在する世羅中央病院を中心とした医療圏で地域医療体制が構築されています。
- ・ 救急告示病院が5施設あり、二次救急体制を担うとともに、休日夜間の一次救急は三原市医師会休日夜間急患診療所と在宅当番医制度により実施されています。
- ・ 少子化や医師不足などにより、市内の小児科が減少するとともに、分娩医療機関が減り、分娩できる医療機関は1施設しかありません。

課題

- ・ 住み慣れた地域で、必要な時に必要な医療を受けることができる体制を確保する必要があります。
- ・ 安心して子どもを産み育てるため、周産期・小児医療の体制を維持する必要があります。
- ・ 広域的な連携による質の高い医療を提供する体制を確保するとともに、急な病気やけがに身近な地域で対応できるよう、市内の一次救急、二次救急の体制を維持する必要があります。
- ・ 医療体制を維持するため、医師、看護師等の医療従事者を確保する必要があります。
- ・ 世羅中央病院を中心とした北部地域の医療体制を維持する必要があります。

基本方針1 安心して出産、子育てができる周産期・小児医療体制を維持します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
出産取扱医療機関数	1 箇所 (令和6年3月)	1 箇所
15歳未満人口10万人当たりの小児科医数	81.6人 (令和4年12月)	81.6人
小児科の昼間の初期救急医療体制の確保率	100% (令和5年度)	100%

基本方針2 急な病気やけがに身近な地域で対応できる救急医療体制を維持します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
休日・夜間の一次救急医療体制の確保率	100% (令和5年度)	100%
二次救急患者の圏域内(三原地区、世羅御調地区)医療機関での受入れ率	88.9% (令和5年)	90.0%

基本方針3 地域で必要な時に必要な医療を受けることができる体制を維持します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
人口10万人当たりの医師数	212.0人 (令和4年12月)	212.0人
人口10万人当たりの診療所数	58.3 箇所 (令和6年4月)	58 箇所

主な部門別計画：なし

基本目標 3 社会に調和し、安全・安心・快適に暮らせるまち

政策 3-2 福祉、介護

施策 3-2-1 地域共生社会の推進

関係 SDGs 1 貧困 3 保健・福祉 10 不平等 11 まちづくり 16 平和・公正 17 連携・支援

基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

地域福祉を支える人材育成や地域づくりが推進され、多機関が連携して課題解決に取り組む包括的な支援体制が整い、市民が生活課題を抱え込むことがなくなっている。

現状

- ・ 地域福祉活動の担い手は高齢化、固定化する傾向にあり、人材の不足や活動意欲の低下を生んでいます。
- ・ 地域コミュニティが弱体化し、住民が主体となった地域福祉活動が停滞しています。
- ・ 制度の狭間の課題や複雑・複合的な課題を抱えた世帯が増え、個別の支援機関では課題を解決することが難しい事例が生じています。

課題

- ・ 地域福祉活動を推進するため、活動に対する意識の醸成と、人材の確保が必要です。
- ・ 住民主体の地域福祉活動を活性化させるため、地域住民がつながる場の設定や、見守りや支え合い活動の創出を支援する必要があります。
- ・ 高齢、障害、子ども、困窮などの支援機関が包括的に連携して対応していくため、多機関連携の仕組みとコーディネート機能を構築する必要があります。

基本方針1 地域の多様なつながりを育む人づくりのため、啓発や人材育成を推進します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
地域の担い手・リーダー養成研修会等の受講者数	235人 (令和5年度)	250人

基本方針2 多様な担い手が助け合い、支え合う地域づくりのため、地域が主体となった福祉活動を推進します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
第2層協議体設置済団体数	11団体 (令和6年3月)	20団体

基本方針3 全ての人々が安心して暮らせる環境づくりのため、情報発信や相談体制の充実を推進します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
地域共生プラットフォーム登録済団体数	23団体 (令和6年12月)	80団体

基本方針4 全ての人への包括的な支援体制づくりのため、多機関協働による取組を推進します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
個別支援ケースの終結人数	5人 (令和5年度)	5人以上
支援会議による支援者の課題解決率	93% (令和5年度)	100%

主な部門別計画：第4期三原市地域福祉計画（令和6年3月策定）

基本目標3 社会に調和し、安全・安心・快適に暮らせるまち

政策3-2 福祉、介護

施策3-2-2 長寿社会対策の推進

関係SDGs 1 貧困 3 保健・福祉 4 教育 10 不平等 11 まちづくり 16 平和・公正 17 連携・支援

基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

高齢者が、生きがいを感じながら身体状況や価値観に応じて自分らしく活躍できている。

現状

- ・ 価値観やライフスタイルが多様化していますが、地域にある高齢者が社会参加する場合は、従来の体操や茶話会が多く、選択肢が少ない状況です。
- ・ 移動手段を持たない高齢者の増加が予測されており、身体機能や認知機能が低下すると移動が困難になり、社会参加ができなくなるおそれがあります。
- ・ 高齢者の健康維持や社会からの孤立を予防するため、様々な活動を通じた社会参加を推進していますが、コロナ禍の外出自粛により、身体活動量が低下したことや人とのつながりが薄れたことで、体力の低下に加え、活動への参加意欲が低下しているおそれがあります。
- ・ 身寄りがない、親族が遠方に住んでいる、家族が障害を抱えている、生活に困窮しているなど、高齢者自身や家族では解決が難しい課題を重複して持つ人や世帯が増えています。
- ・ 一人暮らし高齢者や高齢夫婦のみ世帯が増加しており、生活支援のニーズが高まる一方で、介護サービスとして支援を提供する専門職は減少しています。
- ・ 85歳以上人口の増加が当面続く見通しの中、医療・介護サービスの両方を必要とする人が増加すると予測されていますが、介護度が重度の高齢者の在宅サービス受給率は全国に比較して低い状況です。
- ・ これまで、国の認知症施策大綱に基づき、認知症の普及や家族介護者支援、相談支援体制の整備などに取り組んでおり、認知症への関心は高まっていますが、他人事に感じている人や恐ろしい病気というイメージを持つ人もおり、認知症の人が安心して住み慣れた地域で暮らせる環境は整っていません。
- ・ 身寄りがない、高齢であるなどの理由から、住まいの確保や生活のちょっとした困りごとを解決することが難しい高齢者がいます。
- ・ 一人暮らし高齢者や高齢夫婦のみ世帯が増加しており、災害時の避難などの危機的な状況に対する備えができていない人が多い状況です。

課題

- ・ 高齢者が、健康を維持しながら、年齢や健康状態、生き方に対する価値観などに応じて自ら活動を選び、参加できるように、就労や趣味活動、地域活動などの活動の多様化と、人と活動をつなぐ仕組みが必要です。
- ・ 公共交通や地域の支え合いによる移動支援など、高齢者の身体状況に合わせて利用できる移動手段を確保する必要があります。
- ・ 高齢者ができるだけ生活機能を維持するために、自ら参加したくなるような魅力的な介護予防プログラムと孤立することなく活動につながる仕組みが必要です。
- ・ 専門職と地域住民が連携し、複雑かつ複合的な課題を抱える高齢者や家族に対する相談体制の強化と、住民主体の支え合いの仕組み、実行する体制の整備が必要です。
- ・ 支援が必要な生活課題の内容に応じて、民間サービスや住民の支え合い活動などの非専門職が提供できる支援と支援を要する人をマッチングする仕組みが必要です。
- ・ 高齢者の健康状態の変化に対応し、必要な医療・介護サービスがタイムリーに提供できる体制を強化する必要があります。
- ・ 認知症は誰もがなり得るものであり、認知症の人の尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、地域全体で認知症の人を理解し、見守り、必要な支援を受けることができる地域づくりが必要です。また、認知症の人の介護負担が大きく、当事者、家族介護者ともに安心して暮らし続けられる環境の整備が必要です。

- ・ 住居の確保が難しい高齢者に対し、相談、支援する窓口や選択できる住まいが必要です。
- ・ 避難に支援を要する高齢者が、自身の避難について具体的に考え、災害に備えることができるよう、福祉専門職と地域の防災組織などが連携し、高齢者と支援者が協力して避難計画の作成を進めるとともに、避難の意識向上に向けた啓発が必要です。

基本方針 1 一人ひとりの健康意識が高まり、できる限り健康を維持しつつ、身体状況に応じた社会活動に参加できる地域づくりを進めます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
新規に介護認定を受ける人の平均年齢	82.5 歳 (令和 4 年度)	84 歳
会、グループ活動に週 1 回以上参加する人の割合	40.1% (令和 4 年度)	60%
平均寿命の延伸を上回る健康寿命の延伸	男性 -0.59 年 女性 -0.22 年 (令和 4 年度)	0 以上

基本方針 2 様々な困りごとを身近な場所で相談でき、医療・介護サービスが必要になっても切れ目なく支援を受けることができる体制を整備します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
要介護認定者の居宅サービス利用割合	70.2% (令和 4 年度)	72.0%
家族や友人以外で相談相手がいる高齢者の割合	56.0% (令和 4 年度)	75.0%

基本方針 3 人とのつながりの中で、孤立することなく安全・安心な暮らしを続けることができる地域づくりを進めます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
要介護認定者の居宅サービス利用割合	70.2% (令和 4 年度)	72.0%
一人暮らしの高齢者で心配事や愚痴を聞いてくれる人がいる高齢者の割合	86.8% (令和 4 年度)	95.0%

主な部門別計画：第 2 期健康・食育みはらプラン（令和 6 年 3 月策定）、第 9 期三原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（令和 6 年 3 月策定）

基本目標 3 社会に調和し、安全・安心・快適に暮らせるまち

政策 3-2 福祉、介護

施策 3-2-3 障害者福祉の充実

関係 SDGs 1 貧困 3 保健・福祉 4 教育 8 雇用・経済 10 不平等 11 まちづくり 16 平和・公正
17 連携・支援

基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

相談やサービスなどの支援体制が充実し、障害のある人の権利が守られ、療育や教育、就労、スポーツ、文化芸術活動などの場で能力を発揮し、安心して生活できている。

現状

- ・ 障害のある人への権利侵害や虐待が発生しています。
- ・ 精神障害者や重度化・高齢化した障害のある人が増えています。また、親の死亡や複雑化・複合化した課題がある世帯などの支援ニーズに対応する体制が不足しているため、地域で生活する障害のある人が増えていません。
- ・ 障害のある子どもや人のニーズにあった療育、教育体制が不足しています。
- ・ 障害のある人の就労と雇用のために必要な情報が不足しているため、障害のある人で、働いている人が少なく、就労しても継続できない人が多くいます。
- ・ 障害のある人が地域活動に参加するための支援や選択肢が少なく、地域活動に参加している障害のある人が少ない状況です。
- ・ 障害のある人が地域で自立して暮らすイメージを持っていないことで、家族以外との暮らしを考える人が少ない状況です。
- ・ インフラやサービスが整っていないため、障害がある人が外出時に困ることや不便なことがあります。
- ・ 障害のある人で、防災の備えをしていない人が多く、災害時の障害のある人への支援体制が構築されていないため、迅速な避難や避難先で必要な支援が受けられない状況です。
- ・ 障害福祉サービスで満たすことができないニーズがありますが、地域のボランティアやNPOなどによる障害のある人を地域で支え合う体制が整っていない状況です。

課題

- ・ 社会全体で障害のある人に対する理解を深める必要があります。子どもたちは、障害のある子もいない子もお互いを理解して尊重し、様々な人と助け合い、支え合って生きていくことを学ぶ必要があります。また、障害のある人の権利を守るための法律や制度を周知する必要があります。
- ・ 障害のある人が地域で生活するための相談支援体制や居住の場、適切な支援を整える必要があります。
- ・ 障害のある子どもや人のニーズに対応できる療育体制と教育支援、就学・教育相談を含む教育体制を充実させる必要があります。
- ・ 障害のある人の就労と雇用のための相談支援を充実させ、障害者雇用の促進と就労定着支援を強化し、障害者が希望する仕事に就くことができる体制を充実させる必要があります。
- ・ 障害のある人が社会活動に参加できる体制や機会を充実させる必要があります。
- ・ 障害のある人が主体的に生活を営めるよう、意思決定を支援する体制と地域で生活する体験の機会を充実させる必要があります。
- ・ ユニバーサルデザインに配慮した生活環境を整備する必要があります。
- ・ 障害のある人が外出するための移動手段や移動支援を充実させる必要があります。
- ・ 防災についての啓発や情報提供を充実させる必要があります。

- ・災害時に障害のある人が迅速に避難でき、避難先で支援が受けられる態勢を構築する必要があります。
- ・福祉団体やボランティア団体、市民活動団体に加え、地域の企業や地域住民とも協働し、個別ニーズに対応した福祉活動を推進する必要があります。また、活動の情報提供や啓発を行い、市民が活動に参加しやすい体制を整える必要があります。

基本方針 1 障害のある人や障害について、皆が理解して行動し、尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、市民の障害に対する理解の促進や、差別解消、虐待防止など、権利擁護のための取組を進めます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
障害者福祉に関する出前講座の参加者数	79人 (令和5年度)	280人
障害者虐待防止研修に参加し、理解が深まった人の割合	100% (令和5年度)	100%

基本方針 2 障害のある人やその家族が安心して地域で暮らしていくための体制づくりとして、相談支援体制や各種福祉サービスを充実させます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
障害福祉サービスのグループホームの月平均利用者数	128人 (令和5年度)	154人
障害者福祉サービスの相談支援事業所への相談件数	17,267件 (令和5年度)	19,071件
コミュニケーションに困難さを感じる障害者の割合	55.7% (令和5年度)	45.7%
地域生活支援拠点事業所数	8か所 (令和6年3月)	11か所
医療的ケア児コーディネーター数	2人 (令和6年3月)	5人

基本方針 3 障害のある人が自己選択・自己決定に基づいて生活できるよう、スポーツや芸術文化活動など社会活動しやすい環境づくり、障害の状況に応じた療育・教育体制づくり、就労支援の強化に取り組みます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
児童通所支援事業所数	23 事業所 (令和 6 年 3 月)	26 件
障害者就労応援相談ステーションへの相談件数	118 件 (令和 5 年度)	270 件
地域活動支援センターの延べ利用件数	8,367 人 (令和 5 年度)	9,766 人
障害者スポーツ教室参加者数	1,830 人 (令和 5 年度)	1,900 人
自立生活体験事業の利用件数	0 件 (令和 5 年度)	5 件

基本方針 4 障害のある人が地域で安心して生活できるよう、地域住民が地域で支え合う活動の促進や、災害時の支援体制づくり、まちのバリアフリー化に取り組みます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
障害者優待乗車証の利用回数	78,855 回 (令和 5 年度)	79,075 回
障害者の地域行事への参加率	50.6% (令和 5 年度)	60.1%

主な部門別計画：第 7 期三原市障害者プラン（令和 6 年 3 月策定）

基本目標 3 社会に調和し、安全・安心・快適に暮らせるまち

政策 3-2 福祉、介護

施策 3-2-4 社会保障制度の適正な運営

関係 SDGs 1 貧困 2 飢餓 3 保健・福祉 4 教育 8 雇用・経済 11 まちづくり

基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

社会保障制度が健全に運営され、市民の生活が守られている。

現状

- ・ 高齢化の進行により、介護期間の長期化、医療費・介護費等が増加することに伴い、生活への負担が増加します。
- ・ 高齢化の進行と医療の高度化による医療費の増加に伴い、国民健康保険と後期高齢者医療の被保険者一人当たり医療費は増加傾向にあるため、国民健康保険税や後期高齢者医療の保険料が上昇しています。
- ・ 継続的に収入額以上の支出をしてしまうなど、金銭管理に問題を抱えていることから、生計の維持が困難となり、生活困窮状態となっています。
- ・ 就職や就労継続に必要な基礎学力が修得できていないことや学校や会社などの組織に継続して所属することができないことから、困窮状態が世代間にわたり連鎖し、生活困窮状態となっています。
- ・ 就労意欲が減退していたり、就労能力に問題を抱えていることから、生活保護被保護者の不就労期間が長期化し、生活保護からの自立に至っていません。
- ・ 生活保護被保護者の病識がないことや通院が継続しないことから、初診時には既に症状が重くなっており、生活保護医療扶助額が高額となるため、生活保護からの自立に至っていません。

課題

- ・ 財源を確保し、収支の均衡を図るため、保険税率等を適切に決定し、適正に賦課・徴収する必要があります。
- ・ 生活困窮者が景気や物価変動に影響を受けず、安定的に生計を維持するためには、適切な金銭管理が行えるように支援する必要があります。
- ・ 世帯内の世代にわたる困窮の連鎖をくい止める必要があります。
- ・ 自立するためには就労し、安定した収入を得られるようにする必要があります。
- ・ 生活保護被保護者の安定した生活や生活保護からの自立のためには、健康を保てるように支援する必要があります。

基本方針 1 医療費の適正化と保険料等の収入率を向上させることにより、医療保険制度の安定的な運営に努めます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
国民健康保険税の現年度分収入率	95.2% (令和5年度)	96.1%

基本方針 2 生活困窮世帯が抱えている課題に沿った支援を行います。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
「自立相談支援センターみはら」における相談を通じて問題の解消や改善につながった人の数	12人 (令和5年度)	15人
学習支援事業への参加者のうち志望校合格者数	4人 (令和5年度)	10人
住居確保給付金の給付により住居喪失のおそれなくなった世帯の数	6世帯 (令和5年度)	17世帯
家計改善支援を通じて問題の解消や改善につながった人の数	3人 (令和5年度)	5人

基本方針 3 生活保護世帯の健康で文化的な生活を支援し、その自立を促進します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
生活の自立により生活保護を脱した世帯数	17世帯 (令和5年度)	20世帯

基本方針 4 介護保険サービスの確保や給付費の適正化事業等の強化により、将来にわたって持続可能な制度の運営に努めます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
介護保険料の現年度分収入率	99.8% (令和5年度)	99.22%以上
計画内給付率	89% (令和5年度)	100%以下
介護助手導入事業実施事業所の割合	0.02% (令和6年3月)	50%

主な部門別計画：第9期三原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（令和6年3月策定）

基本目標 3 社会に調和し、安全・安心・快適に暮らせるまち

政策 3-3 防災・減災

施策 3-3-1 災害対応力の強化

関係 SDGs 11 まちづくり 13 気候変動 17 連携・支援

基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

災害時には、市民一人ひとりが避難行動をとり、命を守るという考えが浸透しています。

現状

- ・ 全国で自然災害が激甚化・頻発化しており、新たな災害の発生によって、災害対応の教訓が追加されてきています。
- ・ 平成 30 年 7 月豪雨災害の発生により市民の防災意識は高まりましたが、依然として、避難所への避難者数は低迷しており、避難行動を取らない市民もいます。
- ・ 地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき、自主的に設立する自主防災組織は地域防災力の要ですが、設立されていない地域があり、また、設立されていても活動していない組織があります。

課題

- ・ 将来の大規模災害の発生に備え、全職員が災害対応力を向上させるための学習機会の充実や課題解消する仕組みづくりを行う必要があります。
- ・ 災害が発生した際に効果的・効率的に対応するため、市、市民、自主防災組織などが連携した各訓練を実施する必要があります。
- ・ 市民や自主防災組織等が災害について正しく学び、自分事として考え、適切な避難行動が行えるよう、防災意識を高める機会を拡大する必要があります。
- ・ 自主防災組織の未設立地域を解消する必要があります。
- ・ 自主防災組織の役員の交代などによって活動が停滞しないよう、自主防災組織運営の気運の醸成や活動を担う人材の育成などを行う必要があります。

基本方針 1 万が一、災害が発生しても、適切な避難情報の発令や円滑な避難所運営、迅速な受援体制の構築など、被害が最小限となるよう、市の災害対応力を高めます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
職員災害対応訓練の実施回数	1回 (令和5年度)	2回

基本方針 2 市民が避難すべき時に適切な避難行動をとることができるよう、避難情報を伝達する設備や体制、避難所、備蓄品などの避難環境の維持と充実に取り組みます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
避難情報の取得手段保有率	93% (令和5年度)	100%

基本方針 3 市民や自主防災組織の防災・減災に対する意識を高め、「自分の命は自分で守る」という考えを浸透させるため、自主防災組織の未設立地域の解消を進め、自主防災組織の活動が自律的に行われるよう、活動を支援します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
自主防災組織の組織率	75% (令和6年3月)	80%
自主防災組織の防災訓練実施率	69% (令和5年度)	80%
市民の防災意識浸透度	(今後調査)	50%

主な部門別計画：三原市地域防災計画（平成17年6月策定、令和5年9月修正）、三原市国民保護計画（平成19年1月策定、平成30年5月修正）、三原市国土強靱化地域計画（令和3年3月策定）

基本目標 3 社会に調和し、安全・安心・快適に暮らせるまち

政策 3-3 防災・減災

施策 3-3-2 災害に強いまちの構築

関係 SDGs 1 貧困 8 雇用・経済 9 産業・技術革新 11 まちづくり 13 気候変動

基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

官民の維持管理体制が構築され、災害に強く、持続可能な社会インフラの整備が進んでいる。

現状

- ・ 老朽化した社会インフラの不具合の増加に対応できず、機能に支障が生じることが見込まれます。
- ・ 雨水排水施設・設備の整備が進んでいない地区があるため、浸水被害が発生するおそれがあります。
- ・ 土砂災害警戒区域内に多くの人家があり、危険な状態にあります。
- ・ 豪雨により、浸水や護岸崩壊などの災害が発生しています。
- ・ 近い将来の巨大地震の脅威が顕在化しています。
- ・ 海岸背後の市民や事業者の人命や財産に対する被害が繰り返し発生しています。
- ・ 南海トラフ巨大地震等に伴う津波が発生した場合、更に大きな被害が発生するおそれがあります。

課題

- ・ 持続可能なインフラのメンテナンスサイクルを確立する必要があります。
- ・ 雨水対策がとれていない未整備地区において、早急に整備を進める必要があります。
- ・ 防災拠点や住宅密集地の保全を優先し、急傾斜地が崩壊しないように対策する必要があります。
- ・ 広島県が施行する砂防事業の拡充を、継続して要望する必要があります。
- ・ 地域の幹川流路の整備や老朽化した護岸の改修を継続して実施する必要があります。
- ・ 施設能力を超過する洪水に備え、流域のあらゆる関係者で水災害対策を推進する「流域治水」の考え方に基づき、防災・減災に取り組む必要があります。
- ・ 地震による被害の軽減とレジリエンスを向上させるため、建築物の耐震化や避難路の確保を進める必要があります。
- ・ 海岸の総延長が長く、また、海岸保全施設の整備を必要とする区間が多くあり、事業の効果を早期に発現させるためには、整備を途切れることなく推進する必要があります。

基本方針 1 浸水による被害から市民の生命・財産を守るため、関係者が協働して取り組み、浸水による被害を最小限に抑えます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
公共下水道事業計画区域における雨水排水施設の整備率	82.9% (令和6年3月)	95.1%
市管理河川の整備完了箇所数(令和4年度以降の累計)	25 か所 (令和6年8月)	50 か所

基本方針 2 がけ崩れ等から市民の生命・財産を守るため、急傾斜地崩壊対策を実施します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
急傾斜地崩壊対策(市施行)の整備完了地区数(令和5年度以降の累計)	0 地区 (令和6年3月)	6 地区
小規模崩壊地復旧の整備未完了地区数	5 地区 (令和6年3月)	0 地区

基本方針 3 持続可能なインフラメンテナンスの実現のため、地域のインフラを群として捉え、メンテナンスを含めた地域のインフラのあるべき姿を定め、効率的・効果的にマネジメントを行います。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
インフラ(河川等)の不具合に関する通報受付件数	274 件 (令和5年度)	205 件

基本方針 4 国や県と連携し、護岸や堤防などの海岸保全施設の整備を促進します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
高潮対策事業(松浜地区)の整備率	73.2% (令和6年3月)	100%
高潮対策事業(内港地区)の整備率	0.0% (令和6年3月)	100%

基本方針 5 地震による被害を軽減するため、住宅などの建築物の耐震化を促進します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
住宅の耐震化率	78.5% (令和2年度)	99%
広域緊急輸送道路における通行障害既存耐震不適格建築物の件数	11件 (令和6年度)	0件

基本方針 6 災害の発生により被災した施設については、速やかな復旧に努めます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
(適する指標無し)		

主な部門別計画：三原市下水道事業経営戦略（平成28年12月策定、令和4年9月改定）、三原市雨水排水ポンプ場耐水化基本計画（令和4年3月策定）、三原市耐震改修促進計画（三期計画）（令和3年3月策定）

基本目標 3 社会に調和し、安全・安心・快適に暮らせるまち

政策 3-4 生活の安全安心

施策 3-4-1 消防・救急体制の整備

関係 SDGs 3 保健・福祉 11 まちづくり

基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

消防・救急活動が迅速・確実に行われ、市民の安全と安心が守られている。

現状

- ・ 火災予防広報を行っていますが、逃げ遅れによる住宅火災の死者が発生しています。
- ・ 消防用設備未設置などの重大違反対象物が複数存在しているため、いざ火災が発生したときに、市民の生命や財産を守ることができないおそれがあります。
- ・ 車両や資機材が耐用年数を経過しているものがある中、広い管内で消防活動を行っているため、市民サービスが行き届かない可能性があります。
- ・ 指令センターでは、年間 2.2 万件を超える受信件数があり、災害時には受信が集中するため、職員のスキルだけでなく、設備の受信処理能力も求められています。そのため、機器の改修や更新を繰り返す必要があります。
- ・ 古い防火水槽ほど地震による被害で使用不能となるおそれがありますが、管内には耐用年数 50 年を超える防火水槽が約 40 基あります。また、消防水利が不足しているにもかかわらず、水利不足が懸念されている地域に公有地がなく、用地の確保は困難な状況に直面しています。
- ・ 救急車の適正な利用がされていないことや超高齢社会を迎えていることにより、救急出場件数が増加しています。
- ・ NBC 災害や大規模災害に対する消防力がハード・ソフトの両面で不足しているため、市民の生命や財産を十分に守ることができないおそれがあります。
- ・ 消防団員が年々減少しており、災害への対応力が低下するおそれがあります。

課題

- ・ 住宅用火災警報器や感震ブレーカーの設置など、住宅防火意識を向上させる必要があります。
- ・ 違反状態が長期化している重大違反対象物もあり、市民の安全が脅かされているため、違反処理規程などを整備し、是正を推し進める必要があります。
- ・ 広い管内面積と限られた財源の中で消防体制を維持するためには、消防力整備計画と消防団施設整備計画に基づく計画的な車両や資機材の更新が必要です。
- ・ 災害時には 119 番の受信が鳴りやまない状態となることから、設備の受信能力や職員の処理能力を維持・向上させるため、大規模災害発生時に指令システム停止などの重大障害を防ぎ、消防・救急活動を停滞させないシステムを構築することが必要です。
- ・ 近い将来、発生が危惧される大規模地震災害発生時にも、確実に取水する必要があるため、消防水利整備計画に基づき、大規模災害に備えた消防水利などの充実が必要です。
- ・ 広報や救命講習を通じて啓発するなど、救急車が適時・適切に利用されるようにする必要があります。
- ・ 消防力整備計画や消防団施設整備計画、三原市消防本部受援計画に基づき、大規模災害に対する備えを更に強化する必要があります。
- ・ 大規模災害の発生が危惧される中、災害対応能力の強化のため、消防団と消防隊の連携訓練の実施や、消防団員の活動環境の整備が必要です。

基本方針 1 火災を未然に防ぐとともに火災の被害を最小限にするために、市民や事業所の防火意識向上のための啓発や住宅用火災警報器の設置など、火災予防対策に取り組みます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
住宅用火災警報器の設置率	83% (令和5年度)	93%
消防用設備未設置などの重大違反対象物の件数	16件 (令和6年3月)	0件
立入検査の是正率	47% (令和5年度)	70%
消防用設備の点検実施報告率	63% (令和5年度)	75%

基本方針 2 火災・救急事案発生時の迅速で効果的な消防・救急活動のため、救急救命士などの隊員の育成や設備・機器の整備など、消防・救急体制を整えます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
消防水利の充足率	78.7% (令和6年3月)	80.0%
消防団員が定数に対して充足している方面隊の数	1方面隊 (令和5年10月)	4方面隊
救急救命士の現員数	41人 (令和6年3月)	46人

基本方針 3 火災・救急事案の発生時に迅速かつ確実に消防・救急活動が行えるよう、地域や関係機関との連携を強化し、現場での活動を想定した訓練により、隊員や団員などの技術を高めます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
各種救命講習受講者数(累計)	73,319人 (令和5年12月)	93,000人
119番通報から30分以内に鎮火した建物火災率	33% (令和5年)	44%
消防署と消防団の連携訓練実施回数	5回 (令和5年度)	10回
大規模災害対応訓練実施・参加回数	3回 (令和5年度)	8回
入電から指令を出すまでに要した時間	2.3分 (令和5年)	2.0分

主な部門別計画：三原市消防力整備計画（平成 27 年 2 月策定、令和 7 年 2 月改定）、三原市消防本部消防水利整備計画（平成 28 年 10 月策定、令和 6 年 3 月改定）、尾道三原消防指令センターに係る更新計画（令和 6 年 3 月策定）、三原市消防団施設整備計画（平成 21 年 2 月策定、令和 6 年 10 月策定）、三原市消防本部受援計画（令和 7 年 2 月策定）

基本目標 3 社会に調和し、安全・安心・快適に暮らせるまち

政策 3-4 生活の安全安心

施策 3-4-2 防犯活動・交通安全対策の推進

関係 SDGs 3 保健・福祉 9 産業・技術革新 11 まちづくり 16 平和・公正

基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

重要犯罪や重要窃盗犯を中心とする犯罪件数や人身事故を中心に交通事故件数が減少している。

現状

- ・ 刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、SNS の普及により重要犯罪や重要窃盗犯の手口は巧妙化・悪質化し、新たな手口も次々と生まれています。
- ・ 匿名・流動型犯罪グループの犯行など、近年の侵入犯罪は手口が巧妙化・凶悪化し、市民の不安は増大しています。
- ・ 交通事故件数は減少傾向にあるものの、令和 5 年は人身・物損事故ともに前年から増加し、それに伴い、死者・負傷者数も増加しています。
- ・ 高齢化率の上昇に伴い、高齢歩行者の道路横断中の事故や高齢運転者の交通事故の割合が増加しています。
- ・ 通学路には狭い道路や見通しの悪い交差点など、児童・生徒にとって危険な箇所が点在しています。

課題

- ・ 犯罪に遭わないために、若年層に対しては SNS やメール配信、告知放送、町内放送、市ホームページなどを活用し、高齢者世帯に対しては、自治会や民生委員・児童委員、高齢者相談センターなど、直接関わりのある支援者を通じた啓発活動が必要です。
- ・ 新しい悪質な侵入犯罪の手口を市民に対して周知し、防犯意識を向上させることや、市民自身でできる住宅の防犯対策や自治会等が行う地域の防犯対策を支援することにより、自助・共助・公助の防犯対策を強化し、市全体の犯罪抑止力を向上させる必要があります。
- ・ 未就学児から高齢者まで、歩行者・自転車・自動車とともに安全・安心で快適に通行できる道路環境を整備する必要があります。
- ・ 加齢に伴う身体機能の変化が自動車の運転や歩行時の安全確認等に及ぼす影響を、高齢者と若年層に正しく理解してもらい、交通社会全体で高齢者の事故防止に努める必要があります。
- ・ 学校・警察・道路管理者などの関係者が継続的に通学路の点検を行い、連携して通学路の安全確保に向けた取組を行う必要があります。

基本方針1 地域の犯罪抑止力向上に向け、地域、市民や関係機関と連携し、効果的・効率的な防犯対策を実施します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
防犯灯設置灯数	9,072 灯 (令和6年3月)	9,372 灯
地域の防犯カメラ設置台数	91 台 (令和6年3月)	121 台

基本方針2 学校・警察などの関係者と連携し、歩行者・自転車・自動車が安全・安心で快適に通行できる道路環境を整えます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
市内小中学校における交通安全教室の実施校数	26 校 (令和6年度)	30 校
交通事故発生件数に占める高齢運転者の割合	30.7% (令和5年)	30.7%以下
自転車通行空間の整備率	0% (令和6年10月)	30%

主な部門別計画：なし

基本目標 3 社会に調和し、安全・安心・快適に暮らせるまち

政策 3-4 生活の安全安心

施策 3-4-3 消費者・生活者の安心の確保

関係 SDGs 3 保健・福祉 6 水・衛生 16 平和・公正

基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

消費者トラブルや生活の心配事がスムーズに解決するなど、安心して生活できている。

現状

- ・ 市民が日常生活を送る上での心配事は多様化・複雑化しており、市役所への相談内容はますます専門的になり、解決できないものも多くあります。
- ・ 狂犬病ウイルスは、人にも感染し、発症するとほぼ 100%が呼吸障害などによって死亡すると言われています。近年、日本において狂犬病は発症していませんが、他国では依然として発症しており、常に国内への侵入のおそれがあります。
- ・ 生活衛生関係施設においては、旅館業法、公衆浴場法、理容師法、美容師法などの関係法令に則って自主的に衛生管理がされています。
- ・ 商品やサービスの契約に関するトラブルや、なりすまし、架空請求、還付金などの特殊詐欺が増加傾向にあります。

課題

- ・ 市民の高度化する相談内容に対しても、適切な相談先を紹介するなど、円滑な解決に向けて取り組む必要があります。
- ・ 狂犬病発生を予防するため、犬の飼い主に対して、飼い犬の市への登録と毎年の狂犬病予防注射実施の徹底を求めていく必要があります。
- ・ 関係法令等に則って監視指導を実施することにより、生活衛生関係施設における衛生管理を徹底させる必要があります。
- ・ 国民生活センター、経済産業省や県などの関係機関と連携し、迅速で的確な情報提供や、消費生活能力を高めるための啓発活動などの充実に取り組む必要があります。

基本方針 1 無料法律相談や一日総合相談の開催など、複雑化する市民の心配ごとに応じた相談窓口の設置や他機関の相談窓口を紹介することにより、解決に向けたサポートを行います。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
相談件数のうち、解決した又は他機関等の相談窓口へ引き継いだ件数の割合	95.7% (令和5年度)	100%

基本方針 2 狂犬病予防の必要性や野良犬・野良猫対策の重要性を周知することにより、狂犬病が発生しない環境を整えます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
狂犬病予防注射接種率	70.7% (令和5年度)	71%

基本方針 3 計画的に監視指導を実施し、生活衛生関係施設の衛生管理を徹底します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
生活衛生関係施設の監視指導の実施率	旅館・公衆浴場等 48.4% 理・美容等 3.0% (令和5年度)	旅館・公衆浴場等 100% 理・美容等 20%
生活衛生関係施設におけるレジオネラ症等発生件数	0件 (令和5年度)	0件

基本方針 4 市民の消費生活能力の向上を図るため、消費生活センターの運営や、消費者への迅速で的確な電子商取引や様々な詐欺に関する情報提供、出前講座などによる啓発を行います。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
消費生活相談件数	577件 (令和5年度)	577件
消費者問題関連の啓発件数	15件 (令和5年度)	25件
消費生活相談件数のうち、解決策を提示できた件数の割合	97.9% (令和5年度)	98%

主な部門別計画：なし

基本目標 3 社会に調和し、安全・安心・快適に暮らせるまち

政策 3-5 環境

施策 3-5-1 環境保全と脱炭素の推進

関係 SDGs 6 水・衛生 7 エネルギー 9 産業・技術革新 12 生産・消費 13 気候変動 14 海洋資源
15 陸上資源

基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

市全体で地球温暖化防止の取組が進み、ごみのポイ捨てをする人が減っている。

現状

- ・ 里地・里山、水辺などを整備する人や団体などが減少し、自然環境の荒廃が進んでいます。
- ・ 路上などへのごみのポイ捨てが後を絶たず、生活環境に悪影響を与えています。
- ・ 地球温暖化に対する取組について、自分事として認識していない市民や事業者が存在しています。

課題

- ・ 市民一人ひとりの環境に対する意識を醸成し、環境整備を行う人や団体を増やす必要があります。
- ・ パトロールの強化や SNS などを活用した啓発など、ごみのポイ捨てをなくすために取り組む必要があります。
- ・ 地球温暖化に対する取組を自分事として認識してもらうために、市民や事業者に対する周知や啓発を行う必要があります。

基本方針 1 環境問題に関する正しい知識を広め、市民や事業者の意識と行動を変えるための啓発活動を推進します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
みはら環境写真・絵画コンテストへの応募件数	698 件 (令和 5 年度)	700 件
J R 三原駅周辺の市街地でのごみ (ポイ捨て) の収拾量	4,127 個 (令和 5 年度)	3,000 個

基本方針 2 2030 年度までに二酸化炭素排出量を 2013 年度比 50%削減するために、三原市地球温暖化対策実行計画に基づき、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入と利用を促進し、2050 年度までに二酸化炭素排出量実質ゼロの実現をめざします。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
二酸化炭素排出量の削減率 (2013 年度日)	29.5% (令和 3 年度)	60%
市内全域の太陽光発電設備の設備容量 (ただし、FIT/FIP 制度の認定設備に限る。)	120MW (令和 5 年 3 月)	460MW
公共施設等の太陽光発電設備の設備容量	131kW (令和 6 年 3 月)	350kW

主な部門別計画：第 2 次三原市環境基本計画改定版 (令和 4 年 3 月策定)、三原市地球温暖化対策実行計画 (令和 6 年 10 月策定)

基本目標 3 社会に調和し、安全・安心・快適に暮らせるまち

政策 3-5 環境

施策 3-5-2 循環型社会の形成

関係 SDGs 6 水・衛生 7 エネルギー 11 まちづくり 12 生産・消費 13 気候変動 14 海洋変動
15 陸上資源

基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

ごみの排出から処理までの各段階で、市民・事業者・市が 3R の考えを重視した行動を取ることで、ごみの減量化と再資源化が進んでいる。

現状

- ・ 循環型社会形成の推進には、①ごみの排出量を減らす。②適正に分別されたごみを適切に収集運搬、中間処理、最終処分を行う。③受け入れたごみを中間処理後に資源としての再生利用を促進する。④中間処理後の副産物（灰など）の最終処分量を減らす。この 4 点が重要です。
- ・ ごみの総排出量は人口減少に伴い減少傾向であり、市民一人 1 日当たりの排出量も減少傾向ですが、市民などにごみ減量化の必要性や方法が十分に浸透していないため、水分の多い調理くずやまだ使える物などがごみとして排出されています。
- ・ 令和 2 年 10 月に分別体系を変更し、変更後の分別体系が市民に定着したことにより、変更前より分別不良の指導件数は減少していますが、再生可能な古紙類や手付かずの食品などがもやすごみとして排出されています。
- ・ 市と収集運搬事業者が緊密に連携し、適切な収集運搬を安定的に行っています。
- ・ 清掃工場、不燃物処理工場、最終処分場、汚泥再生処理センターにおいて、適切な中間処理と最終処分を行っています。なお、各施設は適切な維持管理、補修、整備を行っています。経年数に相当する老朽化が進んでいます。
- ・ 不燃物処理工場の更新に伴う施設能力の向上及び処理工程の改善や店頭回収での回収量の増加が再資源化率の増加要因となっている一方、新聞・雑誌の発行部数の減少や資源物の軽量化などの減少要因もあり、再資源化率は大きく変化していません。
- ・ ごみを焼却した後に発生する灰の最終処分量を削減するためのリサイクルを行う手法はありますが、費用対効果の観点から埋立処分を行っています。なお、三原市一般廃棄物最終処分場の延命化を目的として、平成 28 年度から焼却灰などは外部へ搬出しています。

課題

- ・ 環境配慮に対する意識を醸成するため、ごみの減量化と資源の再生利用の必要性（3R の推進）などに関して、市民、事業者への周知・啓発を継続的に実施する必要があります。
- ・ 古紙類などの直接資源化が可能な品目を、市民、事業者にとって出しやすい環境を整える必要があります。
- ・ 食品ロス対策やリユースを促進するための仕組みを構築する必要があります。
- ・ ごみ排出困難者への支援を継続するとともに、分別指導の支援を検討する必要があります。
- ・ 適切な時期に一般廃棄物処理手数料の改定を検討する必要があります。
- ・ 安定的な収集運搬体制を確保することにより、ごみステーションに排出されるごみの収集運搬を継続する必要があります。
- ・ 各施設の機能を最大限に発揮し、一般廃棄物の中間処理と最終処分を安定的に継続する必要があります。
- ・ 将来にわたり安定的な一般廃棄物処理を継続するため、循環型社会の形成に資する次期処理施設について、方向性の検討と施設の整備を行う必要があります。

基本方針 1 ごみの減量化や再資源化を促進するため、ペットボトルやプラスチック類の処理、食品ロス対策、古紙類のリサイクルなどの在り方の検討・実施や、地域や学校、事業所のごみの減量化や再資源化の活動の支援などを行います。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
市民一人当たりの家庭ごみ排出量	518g/人日 (令和5年度)	518g/人日以下
事業所ごみの排出量	11,467 トン (令和5年度)	11,467 トン以下
再資源化率	15.0% (令和5年度)	15.0%以上
最終処分量	3,915 トン (令和5年度)	3,915 トン以下

基本方針 2 安定的な体制による一般廃棄物の収集運搬を実施し、清掃工場などの各施設の機能を最大限に発揮するための施設・設備の維持管理や長寿命化、更新を行い、一般廃棄物の安定的処理を継続します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
一般廃棄物処理施設の受入停止日数	0日 (令和5年度)	0日

主な部門別計画：第2次三原市一般廃棄物処理基本計画（令和4年3月策定）、三原地域循環型社会形成推進地域計画（令和3年12月策定、令和4年3月改定）

基本目標 3 社会に調和し、安全・安心・快適に暮らせるまち

政策 3-6 生活基盤

施策 3-6-1 計画的なまちづくりの推進

関係 SDGs 9 産業・技術革新 11 まちづくり 17 連携・支援

基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

日常生活に必要な都市機能や居住が市街地の生活拠点に集約され、市街地とその他各地域拠点が交通ネットワークで結ばれることで、コンパクトなまちの形成が進んでいる。

現状

- ・ 市民の生活を支える商業、医療、福祉などの施設が十分に充足できていないことから、生活利便性の向上や持続可能な住環境の形成が求められています。
- ・ 空き家と低未利用地の適正管理や利活用、土地利用転換が求められています。
- ・ 自然災害が多様化・激甚化する中で、居住エリアに土砂災害などの災害発生のおそれがある区域が存在していることなどから、土砂災害や浸水の被害を防止・軽減するための土地利用施策により、誰もが安全で安心して過ごせるまちづくりが求められています。
- ・ 三原の豊かな地域資源や魅力あるまちなみと調和した景観の形成が求められています。

課題

- ・ 利便性が高く、誰もが快適に住み続けられるまちを実現するため、市街地に商業、医療、福祉などの都市サービス機能や居住を集積させるとともに、中山間地域など周辺地域の暮らしや地域コミュニティを守りながら、各地域間の交通ネットワークを形成することにより、コンパクトなまちづくりを進めていく必要があります。
- ・ 低未利用地が増えることにより、にぎわいの喪失や住環境の悪化につながるため、計画的・効果的な土地の適正管理に取り組む必要があります。
- ・ ソフトとハードが一体となった総合的な防災・減災対策により、都市の災害リスクを低下させ、災害発生時においても人命を守り、被害を最小限にとどめる必要があります。
- ・ 三原の豊かな地域資源と利便性の高い交通条件を活かし、魅力や活力のある都市づくりを進める必要があります。

基本方針 1 高齢者をはじめとする全ての市民の生活利便性の維持・向上と効率的・効果的で持続可能な地域経営のため、日常生活に必要な都市サービス機能が集積された集約型の都市づくりを進めます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
居住誘導区域内の人口割合	45.1% (令和6年3月)	47.5%

主な部門別計画：三原市都市計画マスタープラン（平成22年策定、平成31年3月改訂）、三原市立地適正化計画（平成29年12月策定）

基本目標 3 社会に調和し、安全・安心・快適に暮らせるまち

政策 3-6 生活基盤

施策 3-6-2 快適で安全な道路網の形成

関係 SDGs 8 雇用・経済 9 産業・技術革新 11 まちづくり 13 気候変動

基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

道路網の計画的な整備・維持・管理・大規模修繕・更新により、歩行者・自転車・自動車が安心して通行できる環境が形成されている。

現状

- ・ 高規格道路福山本郷道路において、木原道路は開通しましたが、新倉～本郷間の未整備区間で慢性的な渋滞が発生しています。広島中央フライトロードの三原市大和町～世羅郡世羅町間が未整備で、期待される臨空広域都市圏の活性化の効果が得られていません。
- ・ 道幅が狭い生活道路があり、緊急車両の進入や通行に支障を来しています。
- ・ 都市計画道路についてはおおむね完成していますが、快適・安全に移動できる道路ネットワークが整備されていない区間があります。
- ・ 地球温暖化による異常気象により災害が激甚化・頻発化し、社会生活への影響が大きい通行止めが発生するおそれがあります。
- ・ 老朽化した社会インフラの不具合の増加に対応できず、機能に支障が生じることが見込まれます。

課題

- ・ 福山本郷道路（三原～本郷）と広島中央フライトロードの事業化に向け、国・県や関係機関などへの提案活動や、調査や計画などにおける連携した取組を推進する必要があります。
- ・ 地域の実情に応じながら、効果的な手法で市道を整備する必要があります。
- ・ 都市計画道路の未整備区間は、事業効果を考慮して優先的に整備し、快適・安全に移動できる道路ネットワークに改善する必要があります。
- ・ 車から排出される温室効果ガスの排出量を抑制するため、車中心から人中心の空間に転換する必要があります。
- ・ 持続可能なインフラのメンテナンスサイクルを確立する必要があります。

基本方針 1 高規格道路の早期事業化・全線開通、国県道の整備促進に向けて、国や関係機関などへ提案活動などを行います。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
高規格道路福山本郷道路、広島中央フライトロードの整備促進		事業中

基本方針 2 市民生活の利便性を向上させるため、幹線道路や生活道路などの市道を計画的に整備します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
市道の改良率	57.5% (令和6年3月)	58.6%

基本方針 3 都市計画道路について、市街地内の円滑な交通の確保と、安全で安心して移動できる道路ネットワークを構築します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
都市計画道路の改良率	85.6% (令和6年3月)	88.8%

基本方針 4 持続可能なインフラメンテナンスの実現のため、地域のインフラを群として捉え、メンテナンスを含めた地域のインフラのあるべき姿を定め、効率的・効果的にマネジメントを行います。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
インフラ（道路）の不具合に関する通報受付件数	1,315件 (令和5年度)	980件

主な部門別計画：三原市橋梁個別施設計画（平成24年9月策定、令和5年10月改訂）、三原市トンネル個別施設計画（平成29年3月策定、令和5年4月改訂）、三原市大型カルバート個別施設計画（令和4年3月策定）、舗装の個別施設計画（平成29年3月策定、令和6年9月改訂）、道路附属物個別施設計画（令和5年7月策定、令和6年3月改訂）、三原市都市計画マスタープラン（平成22年策定、平成31年3月改訂）

基本目標 3 社会に調和し、安全・安心・快適に暮らせるまち

政策 3-6 生活基盤

施策 3-6-3 都市基盤の保全・整備

関係 SDGs 9 産業・技術革新 11 まちづくり 17 連携・支援

基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

市民ニーズに合った都市基盤・都市施設の整備と計画的・効率的な施設配置により、良好な都市環境が形成され、市民・事業者の円滑な都市活動が行われている。

現状

- ・ 人口減少・少子高齢化の進展、生活環境の変化、価値観の多様化などに伴い、都市公園、斎場、駐輪場などの施設において、利用者のニーズの変化や多様化に対応したサービスが求められています。
- ・ 市が都市機能の集積と居住を誘導している J R 本郷駅周辺の市街地では、店舗などの減少や空き家・未利用地の増加が顕著であり、空洞化が進んでいます。また、無秩序な宅地化が進行していた東本通地区で、土地区画整理事業を実施しています。

課題

- ・ 施設の老朽化や多様なニーズに対応した施設サービスの向上に向けて、計画的・効率的な施設管理や安全で快適に利用できる施設への改修・更新を行う必要があります。
- ・ J R 本郷駅周辺において、医療、福祉、商業施設、公共交通などの都市機能を維持・集積するためには、東本通土地区画整理事業による都市基盤・住宅地の整備を早期に完了し、居住を誘導する必要があります。

基本方針 1 快適な都市空間や安全・安心に暮らせる良好な居住環境の向上に向けて、利用者のニーズに合ったサービスの充実と、安全・快適で計画的・効率的な施設運営に取り組みます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
バリアフリー化された都市公園のトイレの割合	62.9% (令和6年3月)	100%
施設更新された都市公園の割合	25.6% (令和6年3月)	62.8%
撤去した放置自転車台数	251台 (令和5年度)	200台
斎場利用者の満足度	94.9% (令和5年度)	95%

基本方針 2 都市基盤を整備するため、東本通土地地区画整理事業を重点的に推進し、事業完了をめざします。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
東本通土地地区画整理事業区域内の人口	1,650人 (令和6年3月)	2,149人

主な部門別計画：三原市都市公園施設長寿命化計画（平成24年3月策定、令和5年3月改定）、三原市都市計画マスタープラン（平成22年策定、平成31年3月改訂）、三原市立地適正化計画（平成29年12月策定）

基本目標 3 社会に調和し、安全・安心・快適に暮らせるまち

政策 3-6 生活基盤

施策 3-6-4 安全・安心な水の安定供給

関係 SDGs 3 保健・福祉 6 水・衛生 11 まちづくり 13 気候変動

※この施策の実施主体は市ではなく水道広域連合企業団です。そのため、ここでは、水道広域連合企業団の取組を、市が連携して取り組む施策として掲載します。

基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

老朽管路の更新が進められる中で、安全、安心で良質な水が適切な料金で安定供給されている。

現状

- ・ 今後も増加する老朽管路の更新には莫大な資金が必要となるため、重要度の高い施設への更新を優先して実施することと並行し、修繕等による延命化を図っています。
- ・ 人口減少等に伴い、水の需要と給水収益が減少傾向にある中で、必要経費は増加傾向にあり、収支の悪化が見込まれます。

課題

- ・ 管路更新率を上昇させるためには、長期的に事業継続できる財源を確保する必要があります。
- ・ 水道企業団広域計画に基づく業務のデジタル化、オンライン化や施設の統合、廃止などのダウンサイジングにより業務を効率化し、安定した事業経営に取り組む必要があります。

基本方針1 老朽管路の更新と耐震化を進め、安全で強靱な水道施設を構築します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
耐震化率	34.0% (令和5年度)	49.4%

基本方針2 事業継続のために必要最低限の費用を賄う適切な収入を確保し、安定的な経営を行います。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
経常収支比率	108.8% (令和5年度)	100.3%以上

主な部門別計画：水道広域連合企業団広域計画（令和5年1月策定）

基本目標 3 社会に調和し、安全・安心・快適に暮らせるまち

政策 3-6 生活基盤

施策 3-6-5 汚水の適正処理

関係 SDGs 3 保健・福祉 6 水・衛生 9 産業・技術革新 11 まちづくり 14 海洋資源 15 陸上資源

基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

下水道や合併処理浄化槽の利用により、衛生的な生活環境や河川・海域の水質が保全されている。

現状

- ・ 令和5年度末における全国の汚水処理人口普及率（下水道＋集落排水＋合併処理浄化槽等の利用人口/総人口）は93.3%ですが、三原市は81.6%であり、全国よりも低い状況にあります。
- ・ 下水道事業を将来にわたって安定的に事業経営するため経営戦略を令和4年度に改定し、令和5年度に料金を値上げしましたが、それを上回る人件費や光熱水費等経費の上昇で赤字経営となっています。
- ・ 公共下水道処理区域外の汚水処理人口普及率は増加傾向にありますが微増であり、汲取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換があまり進んでいない現状があるため、生活排水が未処理のまま排出され、公共用水域に環境負荷がかかっています。

課題

- ・ 公共用水域における生活排水等の汚濁負荷を軽減することにより、生活環境の改善と公衆衛生の向上を図る必要があります。
- ・ 公共下水道事業を安定的に運営する必要があります。
- ・ 環境負荷の高い汲取り便槽や単独処理浄化槽から環境負荷の低い合併処理浄化槽への転換を促し、未処理の生活排水による公共用水域への環境負荷の軽減を図る必要があります。

基本方針1 水質の保全と公衆衛生の向上のため、下水道の利用人口割合を増加させます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
公共下水道整備進捗率	90.2% (令和6年3月)	100%
水洗化率	93.4% (令和6年3月)	94.7%

基本方針2 下水道の安定したサービスを維持するため、効率的・効果的かつ健全な事業経営に取り組みます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
経常収支比率	97.6% (令和5年度)	100%
経費回収率	88.8% (令和5年度)	100%

基本方針3 公衆衛生の向上や快適な生活環境の構築のため、汲取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
公共下水道事業計画区域外の合併処理浄化槽普及率	29.7% (令和6年3月)	33.3%

主な部門別計画：三原市公共下水道事業基本計画（平成元年4月策定、令和4年12月改定）、三原市下水道事業経営戦略（平成28年12月策定、令和4年9月改定）、三原市汚水処理施設整備計画（平成30年3月策定）、三原市漁業集落排水施設最適化構想（令和3年3月策定）、第2次三原市環境基本計画改定版（令和4年3月策定）、三原地域循環型社会形成推進地域計画（令和3年12月策定、令和4年3月改定）、第2次三原市一般廃棄物処理基本計画（令和4年3月策定）

基本目標 3 社会に調和し、安全・安心・快適に暮らせるまち

政策 3-6 生活基盤

施策 3-6-6 快適で安全な住まいづくり

関係 SDGs 1 貧困 3 保健・福祉 11 まちづくり

基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

地域における良好な住環境が確保され、市民が安全な住宅で生活している。

現状

- ・ 空き家の数が増加しており、適切に管理されていない空き家が地域の住環境に影響を及ぼしています。
- ・ 一戸建てに居住する 65 歳以上のみ世帯の割合が県内でも高い水準に位置しており、今後も空き家の増加傾向が継続する可能性があります。
- ・ 市営住宅の老朽化が進行しており、空き住戸が増加しています。

課題

- ・ 行政指導の実施や補助金の活用、所有者などへの周知啓発を行うことにより、危険な空き家の除却や管理不全空き家の適正管理を促進する必要があります。
- ・ 空き家に関する啓発や相談体制を充実させることにより、所有者などによる空き家の活用を促し、空き家が放置される前の段階で、早期に市場へ流通させる必要があります。
- ・ 三原市営住宅長寿命化計画に基づき、計画的な改修工事を実施するとともに、用途廃止住宅の除却を進めることにより、適正管理を推進する必要があります。

基本方針 1 危険な空き家の除却や管理不全空き家の適正管理、活用可能な空き家の流通を促進するため、空き家を放置することのリスクや活用可能な空き家の流通状況などの所有者等への周知や、行政指導の実施などに取り組みます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
特定空家等の除却件数（累計）	71件 (令和5年度)	146件
空き家バンクへの登録物件数（10年間の累計）	260件 (平成26年度から 令和5年度)	300件
空き家バンクを通じたマッチング率（成約率）（累計）	77% (令和6年3月)	80%

基本方針 2 住宅セーフティネットとして必要な戸数を提供するため、「三原市営住宅長寿命化計画」に基づき、老朽化が進む市営住宅の計画的な更新・維持管理を行うとともに、用途廃止住宅の除却を推進します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
市営住宅長寿命化計画に基づく長寿命化事業の進捗率（解体を除く）	0.0% (令和7年4月)	75%
市営住宅の入居率	70% (令和6年3月)	80%

基本方針 3 安定的な住環境が維持され、安心して快適に暮らせる住まいが整備されている。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
(適する指標なし ※建築指導課の建築確認)		

主な部門別計画：三原市空家等対策計画（平成29年9月策定、令和7年3月改定）、三原市営住宅長寿命化計画（平成27年3月策定、令和7年3月改定）

基本目標 3 社会に調和し、安全・安心・快適に暮らせるまち

政策 3-6 生活基盤

施策 3-6-7 持続可能な地域公共交通網の形成

関係 SDGs 9 産業・技術革新 11 まちづくり

基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

市民が、地域公共交通を積極的に利用し、日常生活に必要な移動を安全・安心・快適に行っている。

現状

- ・ 人口減少に加え、自家用車による移動が主流となってきたことから、路線バスなど公共交通の利用者は年々減少し、事業者の経営状況は悪化しています。
- ・ 運転手不足が深刻化しており、バス路線の減便や廃止など、市民の移動手段の確保が困難な状況になっています。
- ・ 公共交通不便地域においては、商店やバス停までの距離が遠いため、マイカーを持たない高齢者などは移動が困難になっています。
- ・ 定期航路の利用者減少や船舶の老朽化により、航路の減便や廃止など、島民の移動手段の確保が困難な状況になっています。

課題

- ・ 地域の実情やニーズを踏まえた定期的な運行内容の検討と見直し、ICTなどの新技術の活用による運行の効率化、観光客などの多様な利用者の利便性を高めることによる新規利用者の獲得など、地域公共交通体系の維持に向けた取組を進める必要があります。
- ・ バス路線の減便や廃止に対しては、効率的・効果的な運行の促進や運転手不足の解消など、事業者と市が連携して取り組む必要があります。
- ・ 交通不便地域においては、地域コミュニティ交通を導入するなど、新たな移動手段の確保を検討する必要があります。
- ・ 離島での生活にとって必要不可欠な定期航路を維持する必要があります。

基本方針 1 バス路線の維持により生活拠点や主要公共施設等相互の連結を、地域コミュニティ交通の維持・拡充により各地域の生活拠点と路線バスへの接続による周辺地区への連結を強化します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
路線バスと地域コミュニティ交通の利用者数	930,465 人 (令和 5 年度)	930,465 人以上
地域コミュニティ交通の収支率の目標を達成していない路線数	4 路線 (令和 5 年度)	0 路線
地域コミュニティ交通利用者一人当たりの市負担額	2,478 円 (令和 5 年度)	2,478 円以下
住民団体が運営する地域コミュニティ交通の数	5 団体 (令和 6 年 3 月)	5 団体以上

基本方針 2 国や県の支援を受け、島民や事業者と連携することにより、島民の生活に必要不可欠な定期航路の維持・確保に取り組みます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
定期航路数	6 航路 (令和 6 年 3 月)	6 航路

主な部門別計画：第 2 期三原市地域公共交通網形成計画（令和 2 年 3 月策定、令和 6 年 3 月改訂）

基本目標 4 多彩な産業が活力を生むまち

政策 4-1 起業

施策 4-1-1 起業の支援

関係 SDGs 8 雇用・経済 9 産業・技術革新 11 まちづくり

基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

起業家が生まれる風土が醸成され、市内で新しい事業が増え、経済の活力が増している。

現状

- ・ コロナ禍で停滞していた創業件数は増加傾向にあるものの、起業意識の醸成が十分とは言えない状況があります。
- ・ 起業支援のためのインフラ（コワーキングスペース、インキュベーション施設など）や専門的な支援体制が少ない状況です。
- ・ 起業家のネットワークは情報交換やビジネスチャンスの拡大に重要ですが、起業家同士や支援機関とのネットワークが都市部に比べて弱いという問題があります。
- ・ 起業前後は、資金繰りや販路開拓などに苦労することが多く、創業から3年目までが最も困難な時期と言われており、全国的に見て、起業から3年では、個人事業主の62.4%、法人の37.3%が廃業しています。

課題

- ・ 起業家精神を育て、起業計画の具体化を支援する必要があります。
- ・ 起業家が活動しやすい環境を整えるために、専門家によるサポート体制などの強化が必要です。
- ・ 地域内外のネットワークを強化し、情報共有や協力体制を築くためのイベントやプラットフォームの提供が必要です。
- ・ 起業前後の時期における資金や経営を支援することにより、起業の成功率を上げる必要があります。

基本方針 1 地域経済の活性化のため、起業、創業、第二創業に取り組む人を支援します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
創業支援等事業者の支援を受けた創業者の延べ人数	95人 (令和4年度)	122人
起業と社内ベンチャー件数(累計)	13件 (令和6年3月)	43件

主な部門別計画：三原市創業支援等事業計画（平成27年2月策定、令和6年12月改定）

基本目標 4 多彩な産業が活力を生むまち

政策 4-2 商工業・サービス業

施策 4-2-1 商工業・サービス業の振興

関係 SDGs 8 雇用・経済 9 産業・技術革新 11 まちづくり 12 生産・消費

基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

地元企業や新たな立地企業が、地域経済の重要な担い手として、地域の雇用や経済活動に大きく貢献している。

現状

- ・ 人材や資金など経営資源の制約がある中、中小企業や小規模事業者が単独で新商品の開発や販路の開拓、販売促進などの事業活動の課題に対応していくことは難しい状況にあります。
- ・ コロナ融資（ゼロゼロ融資）の返済など、中小企業や小規模事業者の資金繰りの悪化により、事業の継続が困難になるおそれがあります。
- ・ 半数近くの中小企業で後継者が不在となっており、事業者の減少により雇用や技術が失われる可能性があります。
- ・ 本郷産業団地が完売したことから、すぐに売却可能な産業用地がないため、新たな企業立地による工業振興を図ることができません。
- ・ 少子化に加え、進学や就職の年代である 20 歳前後で転出超過となっており、生産年齢人口の減少が続く中、市内企業においては、必要とする人員を確保できていない状況下で、令和 2 年度以降の製造品出荷額等や粗付加価値額は増加傾向にありますが、事業所数と従業員数は減少傾向にあります。

課題

- ・ 商工団体や産業支援機関と連携し、中小企業や小規模事業者の技術開発や先端設備導入などによる成長を支援する必要があります。
- ・ 中小企業や小規模事業者の経営安定化のため、商工団体や金融機関との連携のもと、融資制度や利子補給金制度の活用を促進する必要があります。
- ・ 中小企業や小規模事業者の事業承継の取組を支援する必要があります。
- ・ 新たな企業の立地や市内企業の拡張意向に対応できないため、新たな産業用地の確保について、検討する必要があります。
- ・ 今後も慢性的な人手不足が懸念される中、企業が持続的に成長発展していくためには、人財の確保・育成と生産性向上への取組は必要不可欠であります。

基本方針 1 中小企業や小規模事業者が安定的な経済基盤を確立するために、新商品開発、販路開拓や販売促進等の事業活動による成長を支援します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
備後圏域連携協議会事業による産業支援件数	129件 (令和5年度)	165件
事業承継マッチング件数	(今後調査)	1件

基本方針 2 市内企業の持続的な成長への支援と企業誘致の推進による産業振興を促進します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
工場等立地促進制度奨励金交付件数	12件 (令和5年度)	15件

基本方針 3 市内企業が持続的に発展・成長していくために、人財の確保や育成など、雇用・就労に関する取組を促進します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
雇用対策事業に参加した企業の採用人数	6人 (令和5年度)	6人

主な部門別計画：なし

基本目標 4 多彩な産業が活力を生むまち

政策 4-3 農林水産業

施策 4-3-1 農林水産業の担い手育成と生産振興

関係 SDGs 2 飢餓 8 雇用・経済 9 産業・技術革新 14 海洋資源

基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

農林水産業を支える担い手が確保され、農林水産物の生産額が維持・増加されている。

現状

- ・ 高齢化や資材高騰の影響で農林水産業での所得確保が難しくなり、農業経営体や海面漁業経営体が減少しています。
- ・ 米の需要が減少する中、水田農業の経営環境の悪化が懸念され、水稻の作付面積が減少しています。
- ・ 資材の高騰等により、農林水産業者の所得の確保が難しくなっています。

課題

- ・ 農業においては、農地の集積・集約を進め、単位面積当たりの経費を削減するとともに、付加価値を付けて販売することにより、農業所得を向上させ、農業経営体数を維持する必要があります。水産業では、漁獲量の回復と水産物の付加価値販売を行い、漁業を継続できる所得を確保し、漁業者数を維持する必要があります。
- ・ 営農条件の良い農地を集積・集約するとともに、スマート農業技術などを導入し、効率的な農業を行う必要があります。
- ・ 農産物の付加価値販売を行い、農業所得を向上させる必要があります。

基本方針 1 担い手の減少や経営規模の拡大に対応するための効率的な農林業を推進するため、スマート農業技術などの導入や農地の集積・集約を進めます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
スマート農業技術の検証件数 (累計)	4 件 (令和 6 年 3 月)	17 件
担い手への農地集積率	31% (令和 6 年 3 月)	50%
農業産出額	96.5 億円 (令和 4 年)	109.5 億円

基本方針 2 農業所得の向上やリスク分散により経営を安定させるため、新規需要米や加工用米の栽培面積拡大、6次産業化などによる生産物の高付加価値化や新たな市場開拓を支援します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
経営所得安定対策交付金のうち米に関する交付金額	219,674 千円 (令和 5 年度)	246,985 千円
6次産業化した商品の売上額	47,729 千円 (令和 5 年度)	57,275 千円

基本方針 3 漁獲量の回復と水産業所得の向上のため、漁業資源の増大と 6次産業化による高付加価値化を支援します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
海面漁業漁獲量	39 トン (令和 5 年)	44 トン
組合員一人当たりの平均海面漁業収入額	104 万円 (令和 5 年)	119 万円
アユの漁獲量	742.5kg (令和 2 年～5 年の平均)	891.0kg

主な部門別計画：三原市農業振興ビジョン (令和 2 年 3 月策定、令和 7 年 3 月改訂)、浜の活力再生プラン (令和 5 年 1 月策定)

基本目標 4 多彩な産業が活力を生むまち

政策 4-3 農林水産業

施策 4-3-2 農林水産基盤の保全と長寿命化

関係 SDGs 2 飢餓 6 水・衛生 8 雇用・経済 9 産業・技術革新 13 気候変動 14 海洋資源 15 陸上資源

基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

田畑・水路などの農林水産基盤や森林の公益的・多面的機能が維持されている。

現状

- ・ 農村地域の高齢化や人口減少により、適正に管理されていない農地が増加しています。
- ・ 高齢化などによる後継者不足により、排水機場を運転する担い手がないため、管理者不在の状況が高まっています。
- ・ 老朽化した施設が多く、一度に改修・更新ができないため、故障の発生が増加しています。
- ・ 野生鳥獣による農作物被害が継続して発生し、イノシシやシカ以外に小動物の出没が増加しています。
- ・ 木材価格の低迷や不在森林所有者の増加により、整備されず荒廃した森林が増え、土砂災害のリスクが高まっています。

課題

- ・ 営農条件の悪い農地に対する支援を行い、農地を維持管理する必要があります。
- ・ 設備が旧式のため、自動運転できる排水機施設に更新する必要があります。
- ・ 排水機の計画的な改修・更新を行う必要があります。
- ・ 環境の改善、効果的な防護柵の設置、加害個体の捕獲という順序で行う総合的な取組を地域主体で進めていく必要があります。
- ・ 手入れ不足により荒廃した森林が増加し、森林の公益的機能が低下しているため、里山林を手入れする必要があります。

基本方針1 持続可能な地域農業を支えるため、農地や農業用水路等の施設の長寿命化を支援します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
多面的機能支払事業の取組面積	2,221ha (令和5年度)	2,400ha
中山間地域等直接支払事業の取組面積	1,706ha (令和5年度)	1,920ha

基本方針2 有害鳥獣による農作物の被害防止のため、総合的な取組を強化するとともに、市内全域へ波及させます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
有害鳥獣による農作物の被害額	9,268千円 (令和5年度)	4,634千円

基本方針3 農地の安定的な農業生産と公益的機能を維持するため、用排水路や農道、排水機場などの施設の補修と計画的な保全や更新を行います。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
排水機能の不具合による排水機場の停止件数	0件 (令和5年度)	0件

主な部門別計画：三原市農業振興ビジョン（令和2年3月策定、令和7年3月改訂）、三原市森林整備計画（令和4年4月策定）、三原の森づくり事業推進方針（平成19年9月策定、令和4年5月改定）

基本目標 5 「三原らしさ」を存分に活かし、人々が交流するまち

政策 5-1 移住・関係人口

施策 5-1-1 移住の促進、関係人口の創出

関係 SDGs 10 不平等 11 まちづくり 17 連携・支援

基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

三原に住みたい人・移り住む人・関わりたい（応援・来訪・貢献）人が増加している。

現状

- ・ リモートワークの普及や働き方の多様化、自然豊かな地域や災害などのリスクが低い地域での生活ニーズの増加など、それぞれのライフスタイルに合った暮らしを求める動きが広がっています。
- ・ 地方部では、人口減少と少子高齢化が進み、地域活動の担い手となる人材や地域経済を支える人材、地域課題を解決しようとする人材が不足しています。とりわけ、若年層（20代～30代）の減少が進んでいます。
- ・ 移住検討者からの相談件数は増加傾向にありますが、より多くの相談を受けている自治体もあります。また、全転入者に占める移住者の割合も県内自治体と比較して低い状況にあります。

課題

- ・ 社会環境の変化に合わせ、都市部から地方への人の流れを受け入れる体制を整える必要があります。
- ・ 市の認知度を高める取組を継続的に行っていくことや、移住に向けて一歩を踏み出すことへの支援、移住後の不安や負担の軽減に取り組む必要があります。
- ・ 移住に至らなくても、地域外に住みながら地域活動の担い手となる人材や地域経済を支える人材、地域課題を解決しようとする人材を確保することが必要です。
- ・ 若年層（20代～30代）にとって魅力的な仕事や教育、子育てなどの環境を提供する必要があります。

基本方針 1 市の認知度を高める取組を継続的に行っていくことや、気軽に移住を試したり、相談したりできるような環境づくりに取り組みます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
移住相談件数	433 件 (令和 5 年度)	735 件
市の移住サポートに満足している人の割合	96% (令和 5 年度)	100%

基本方針 2 移住検討者に対して、移住後の住まい、仕事、人、コミュニティなどの情報提供や、移動にかかる費用や住居の取得、就労の促進や子育てなどへの支援を通じて、環境が変わることへの不安や移住に伴う負担の軽減に取り組みます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
移住世帯数	59 世帯 (令和 5 年度)	100 世帯
移住支援制度への満足度	92% (令和 5 年度)	100%

基本方針 3 市外に住みながらも継続的に三原市に多様な形で関わる人材（まちの活性化や地域課題の解決、新たなことへのチャレンジ、三原市の PR などに取り組む人材）の確保に向けて取り組みます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
本施策を通じて新たにつながりができた人数（累計）	76 人 (令和 6 年 3 月)	120 人
本施策をきっかけとして継続的な取組に定着した事業数（累計）	1 事業 (令和 5 年度)	5 事業

主な部門別計画：なし

基本目標 5 「三原らしさ」を存分に活かし、人々が交流するまち

政策 5-2 観光

施策 5-2-1 観光の振興

関係 SDGs 8 雇用・経済 9 産業・技術革新 12 生産・消費

基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

瀬戸内の食や自然、祭りや歴史文化など、「三原ならではの」魅力を体験して三原を好きになり、また三原を訪れる人が増えている。

現状

- ・ 魅力的な観光コンテンツが少なく、効果的な観光情報の発信ができていないため、三原を目的地として訪れる観光客は少ない状況にあります。
- ・ 「筆影山」や「佛通寺」など知名度のある観光スポットは存在しますが、観光地として求められる受入体制が構築できておらず、観光地としての認知度が低い状況です。
- ・ 長時間滞在できる観光施設が少なく、宿泊を伴わない日帰り観光客が多いため、観光消費額が少ない状況です。
- ・ 空港、新幹線の駅、港、高速道路のインターチェンジなど各方面からのアクセスの良さが観光誘客につながっておらず、交通の要衝という強みを活かしていません。
- ・ 市内に国際便が発着する空港がありますが、観光施設や宿泊施設にインバウンド需要を取り込めていません。

課題

- ・ 観光消費額を増加させるために、滞在時間の延長やエリア内の周遊、さらには市内への宿泊につながる魅力的なコンテンツを充実させる必要があります。
- ・ 観光サービスを担う人材の育成、観光産業に携わる事業者のおもてなし意識の醸成など、観光推進体制を充実させる必要があります。
- ・ 旅行の目的や楽しみ方が多様化する中、三原市への来訪を促すため、ターゲットに応じた戦略的な情報発信や広域連携によるプロモーション強化を図る必要があります。
- ・ インバウンド需要を市内に取り込むため、ニーズに合った満足度の高いツアーを造成するなど、インバウンド受入体制を充実させる必要があります。

基本方針 1 滞在時間の延長、周遊や宿泊につなげるため、観光関連事業者と連携し、三原ならではの魅力が体感できる観光コンテンツを充実させます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
体験ツアープログラムへの参加者数	803人 (令和5年度)	1,100人
三原4大祭りへの来場者数	50万人 (令和5年度)	60万人
やっさ教室への参加者数	557人 (令和6年度)	660人
観光案内所での対応者数	26,057人 (令和5年度)	29,000人

基本方針 2 観光客の多様化するニーズに対応し、来訪を促すため、ターゲットに応じた戦略的な情報発信や広域連携によるプロモーション強化を実施します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
やっさだるマンインスタグラムの投稿閲覧数	32,574件 (令和5年度)	37,500件
(株)空・道・港のホームページ閲覧数	298,131件 (令和5年度)	301,000件
外国人観光客数	13,312人 (令和5年)	14,300人

主な部門別計画：三原市観光ビジョン（令和6年3月策定）

基本目標5 「三原らしさ」を存分に活かし、人々が交流するまち

政策5-3 歴史、文化財

施策5-3-1 歴史・文化財の保存・活用

関係SDGs 4 教育 11 まちづくり

基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

みはら資源の価値を地域全体で認め、継承していくまちとなっている。

※みはら資源…指定を受けた文化財だけでなく、三原らしさをあらわし、「三原をかたちづくる」有形・無形の文化財や財産を言います。

現状

- ・ 地域の宝であるみはら資源が、認識不足、継承者不足、経済活動、異常気象などによって損失する可能性があります。
- ・ 観光、経済、地域づくりなどの場面でのみはら資源の活用は一部にとどまっているため、市独自の歴史と文化を市内外の人が知らないことが多くあります。
- ・ 守り、活かす取組を支える仕組みがないことにより、所有者や団体の活動が停滞し、経済的負担も大きくなっています。
- ・ 歴史文化に関心を持つ人や団体が交流できる場や機会が少ないことにより、その関心の継続や新しい活動の展開に限界があります。
- ・ 施設の老朽化や展示の固定化のほか、娯楽の社会的な変化によって、歴史文化の学習の拠点施設である歴史民俗資料館への来館者が減少し、三原独自の歴史文化を学び楽しむ人が減っています。
- ・ 人口減少などによる自治組織の小規模化や情報化社会による文化や生活様式の均一化によって、自らが暮らす地域の伝統行事や特徴、歴史が忘れられてきています。

課題

- ・ 価値が明らかになっていない地域の宝であるみはら資源の調査を行い、損失に備え、保護する必要があります。
- ・ みはら資源の価値を明らかにし、その価値を多くの人に知らせる必要があります。
- ・ 所有者や団体の活動を継続拡大するための支援が必要です。
- ・ 将来、みはら資源を支える新たな人材の掘り起こしと育成が必要です。
- ・ 歴史文化について学習する拠点である三原市歴史民俗資料館は、拠点施設としての機能を充実させる必要があります。
- ・ 歴史文化に関心を持つ人や団体が交流できる場や機会が必要です
- ・ みはら資源を地域の象徴として保存活用に取り組む団体を増やす必要があります。

基本方針1 多種多様なみはら資源の価値を明確にした上で、地域などで共有し、みはら資源をまもりまします。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
指定文化財数	298 件 (令和6年3月)	320 件
みはら資源の調査件数(累計)	2,783 件 (令和6年3月)	3,000 件
みはら資源のデジタル化件数(累計)	3,203 件 (令和6年3月)	4,200 件

基本方針2 みはら資源を地域の誇り・象徴としてまちづくりにいかします。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
みはら資源を「いかす」取組として実施した事業への参加者数	60 人 (令和6年度)	110 人
歴史民俗資料館の来館者数	4,472 人 (令和5年度)	8,000 人
みはら資源に関する市HP閲覧回数	15,779 回 (令和5年度)	17,000 回

基本方針3 文化財を「まもる」ことで「いかす」ことができる、「いかす」からこそ「まもる」取組を進めるとい
う好循環を「ささえる」仕組みをつくりまします。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
みはら資源の保存活用を行っている活動団体数	31 団体 (令和6年3月)	31 団体
「ささえる」人材育成のためのボランティア事業参加者数	15 人 (令和6年度)	35 人

主な部門別計画：三原市文化財保存活用地域計画（令和5年12月策定）

基本目標 5 「三原らしさ」を存分に活かし、人々が交流するまち

政策 5-4 空港、港湾

施策 5-4-1 空港・港湾の活用

関係 SDGs 8 雇用・経済 11 まちづくり 17 連携・支援

基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

空港・港湾の運営管理者をはじめ、周辺に立地する事業者との連携により、空港・港湾施設と市内との間で人や物の流れが増加している。

現状

- ・ 広島空港運営事業者においては、国内線・国際線の復便や利用者の増加に向けた取組が行われているとともに、同社において、2050年度に広島空港を「あらゆる旅行者に最も選ばれる玄関口」とするマスタープランが策定されています。
- ・ 広島空港・三原駅間の交通手段が限られており、バスについては、広島方面行きと比較すると、三原駅方面には便数が大幅に少ない状況です。
- ・ 広島空港に近接する産業団地には企業立地が進み、観光施設も併設・集積してきています。
- ・ 広島空港周辺地域に居住する住民に寄り添いながら、空港運営や周辺地域の振興に取り組んでいます。
- ・ 港湾整備は事業期間が長くなるため、市民や事業者が事業の効果を得るまでに時間がかかります。
- ・ 中心市街地の活性化に向けて中心市街地活性化基本計画に示す人流の増加を図るため、三原内港（緑地・ターミナル・栈橋）を活用した取組が求められています。
- ・ クルーズ客船の寄港による観光をはじめとした地域振興を図るため、港湾施設（岸壁・栈橋・水域）の利用を促進する取組が求められています。

課題

- ・ 広島空港エリアの活性化に向け、市単独と広域自治体での連携の両方の視点を持って、具体的な取組を検討し、実施する必要があります。
- ・ 広島空港へのアクセス環境を改善していく必要があります。
- ・ 広島空港周辺に立地している施設が点在しており、利用者目線の動線で施設間をつなぐ取組が必要です。
- ・ 広島空港周辺に居住する住民がいつまでも安心して暮らし続けられるよう、引き続き、住民に寄り添った施策を推進していく必要があります。
- ・ 港湾整備に活用できる国・県の予算が限られる中、国・県と連携し、埋立てや施設整備工事を早期に完成する必要があります。
- ・ 中心市街地にある三原内港において、官民連携によるまちづくり・にぎわいづくりを促進する必要があります。
- ・ クルーズ客船による国内外からの三原市訪問客に対応した受入環境の整備や誘客の取組を推進する必要があります。

基本方針 1 空港運営事業者や関係機関と連携し、空港を起点としたまちの活力づくりや周辺地域の安全・安心な環境づくり、空港へのアクセス環境改善に取り組みます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
広島空港周辺施設の年間利用者数	1,317 千人 (令和 5 年度)	1,710 千人
活力づくりに貢献した広島臨空広域都市圏振興協議会で実施した事業の割合	100% (令和 5 年度)	100%
広島空港周辺地域の事業進捗率	56% (令和 5 年度)	100%

基本方針 2 国・県と連携し、三原内港の再整備や松浜地区の埋立工事など、港湾施設の整備を促進するとともに、民間事業者と連携したイベントを開催するなど、港湾施設を活用したにぎわいづくりに取り組みます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
三原内港を活用した定期的なイベント件数	0 件 (令和 5 年度)	6 件
三原内港を活用したイベントの来場者数	19,881 人 (令和 5 年度)	52,000 人
尾道糸崎港港湾整備事業（三原内港）の事業進捗率	0% (令和 6 年 3 月)	100%
尾道糸崎港港湾整備事業（松浜地区）の事業進捗率	78.7% (令和 6 年 3 月)	100%
尾道糸崎港（三原市港湾区域）へのクルーズ客船入港数	4 件 (令和 5 年度)	6 件

主な部門別計画：広島臨空広域都市圏活性化ビジョン（令和元年 12 月策定）、三原内港再生基本計画（令和 4 年 3 月策定）、三原内港再生実施計画（令和 5 年 6 月策定）、第 2 期三原市中心市街地活性化基本計画（令和 5 年 3 月策定）、三原市観光ビジョン（令和 6 年 3 月策定）

基本目標 5 「三原らしさ」を存分に活かし、人々が交流するまち

政策 5-5 中心市街地

施策 5-5-1 中心市街地の活性化

関係 SDGs 8 雇用・経済 9 産業・技術革新 11 まちづくり

基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

空き店舗が減り、新しい商業・サービス・飲食などの店舗の立地や歩行者回遊空間の整備が進み、街のにぎわいが増している。

現状

- ・ 交通手段の多様化やオンラインサービスなどの影響を受け、中心市街地の機能が低下し、中心市街地の歩行者等通行量が増加していません。
- ・ 人口減少により顧客基盤が縮小し、購買層の行動変化などもあり、商店街の活力が低下し、中心市街地の空き店舗数は、令和2年をピークに近年は微減傾向で推移しているものの大きく減少していません。
- ・ 市の人口は減少傾向にあり、他の地域よりも緩やかではありますが、中心市街地の人口も近年は減少傾向となっています。
- ・ 本町地区住民の高齢化と若い世代の減少により、本町地域の活力・魅力が低下しています。

課題

- ・ 中心市街地を訪れる人を増やすため、中心市街地の魅力を向上させる必要があります。
- ・ 商店街の魅力を向上させるため、中心市街地活性化協議会の構成団体が連携して取組を進めるとともに、空き店舗を活用した新たな出店や経営を支援する必要があります。
- ・ 便利で住みやすく、快適な住環境を整備する必要があります。
- ・ 魅力あるまちなみづくり事業により、本町地区を住みやすい生活環境に改善するとともに、訪れたい魅力的な歩行空間・目的地とする必要があります。

基本方針 1 交通結節拠点や歴史的資源などの魅力を有効に活用するとともに、商業地としての魅力を高め、中心市街地の集客力と回遊性の向上につながる取組を推進します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
歩行者・自転車通行量(平日)	19,584人 (令和5年度)	24,286人
歩行者・自転車通行量(休日)	17,252人 (令和5年度)	20,540人
中心市街地の空き店舗数	63店舗 (令和5年度)	63店舗

基本方針 2 本町西国街道地区における魅力あるまちなみづくりに向け、道路の美装化とまちなみづくりガイドラインに沿った取組を行い、住みよい・にぎわいのあるまちづくりを推進します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
本町西国街道地区における道路美装化整備率	0.0% (令和6年3月)	100%

主な部門別計画：第2期三原市中心市街地活性化基本計画(令和5年3月策定)、本町西国街道地区まちなみづくり基本方針(令和2年3月策定)、西国街道・本町地区まちなみづくりガイドライン(令和3年8月策定)、西国街道・本町地区街なみ環境整備方針(令和4年3月策定)、西国街道・本町地区街なみ環境整備事業計画(令和4年3月策定)

計画の実現に向けて

政策 6-1 行財政運営

施策 6-1-1 適正・効果的な行政運営の推進

関係 SDGs

基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

社会の要請に応えた果敢なチャレンジにより、長期総合計画の各施策が順調に成果をあげ、“めざすべきまちの姿”の実現が着実に近づいている。

現状

- ・ 本格的な少子高齢化・人口減少社会の到来が見込まれる中、職員や税収の確保が難しくなり、市財政状況がより一層厳しさを増すことだけでなく、行政だけで行政サービスの維持が困難になることが想定されます。
- ・ デジタル化の進展などにより、社会変化がより激しくなっているだけでなく、市民の価値観や生活様式の変化や多様化に伴い、行政サービスに関する市民ニーズも複雑化・多様化しています。

課題

- ・ 必要な経営資源の制約が大きくなる中で、「最少の経費で最大の成果を上げる」ためには、長期的な展望に立ち、これまで以上に効率的・効果的な行政運営が必要です。
- ・ 従来とは異なる社会情勢において、最適な行政サービスを提供していくためには、前例にとらわれず果敢にチャレンジすることにより、社会変化に対し柔軟かつ迅速に対応できる行政（組織・職員）であることが必要です。

基本方針 1 前例にとらわれない業務改革を推進するとともに、合理的根拠を重視した戦略的で実効性の高い事業を展開します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
(適する指標無し)		

基本方針 2 変化に柔軟かつ迅速に対応できる人材育成と挑戦する組織づくりを行います。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
(適する指標無し)		

基本方針 3 市民や企業などの多様な主体と連携しながら、持続可能で質の高い行政サービスを提供します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
(適する指標無し)		

主な部門別計画：三原市行財政改革推進計画（令和7年3月策定）、三原市人材育成・確保基本方針（平成18年10月策定、令和7年4月改定）

計画の実現に向けて

政策 6-1 行財政運営

施策 6-1-2 適正な財政運営の推進

関係 SDGs

基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

将来にわたって持続可能な行政経営を支え、各施策における“めざすべきまちの姿”の実現に向けた健全な財政が維持されている。

現状

- ・ 納税者（市民、法人）が、税金が新たに課税されたことを知らなかったり、納税を失念することにより、課税した年度内に納税されていないものがあります。
- ・ 経常経費（人件費、扶助費、物件費、公債費など）が増大し、財政運営を圧迫しています。
- ・ 人口一人当たりの地方債現在高が県内平均より多く、将来世代に負担をかけています。
- ・ 依存財源の割合が高く、毎年度の予算編成時における一般財源の確保が不透明さを増しています。
- ・ 公共施設等の全体的な老朽化が進み、そのうち約3割は同時期（1970年代後半から1980年代前半）に竣工しており、大規模改修や更新の時期が重なっているため、全ての施設の維持管理・大規模改修・建替えを行うためには多額の費用が必要になる見込みです。

課題

- ・ 全ての納税者が税金の制度についての知識を深め、納税の意義を理解する必要があります。
- ・ 事業の有効性や効率性を向上させながら、歳出を減らす対策が必要です。
- ・ 将来世代への負担を抑えるため、地方債の繰上償還や交付税措置のある地方債を優先した借入れを引き続き行う必要があります。
- ・ 将来にわたって限りある一般財源を有効に配分・活用するため、国や県の動向を注視しながら中長期的な将来推計を行い、将来的な財源不足に備えるため、財源の確保（歳入の増）と適切な配分（歳出の減）が必要です。
- ・ 人口減少や年齢構成の変化による施設需要の変化への対応が必要です。

基本方針 1 財源を確保するため、市税の適正な課税と収入率の向上や、分譲地や未利用財産の効率的な売却、新たな自主財源の確保、国・県補助制度や地方債制度の効果的な活用などに取り組みます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
市税の収入率	98.3% (令和5年度)	98.7%
自主財源比率	38.2% (令和5年度)	39.0%

基本方針 2 中長期的な財政運営方針を策定し、効果的・効率的で歳入に見合った財源の配分を行います。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
(適する指標なし)		

基本方針 3 「公共施設類型別実施計画」に基づき、機能の複合化・集約化等による建物床面積の削減を推進します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
公共施設の延床面積削減率 (対 H26 年度比)	5.9% (令和6年3月)	15.0%

基本方針 4 長寿命化計画の策定や統一的な基準に基づく定期的な点検を強化することにより、長寿命化と予防保全を推進し、公共施設等の安全性や利便性を向上します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
(適する指標なし)		

主な部門別計画：三原市財政運営方針 (令和7年3月策定)、三原市公共施設等総合管理計画 (平成28年3月策定)、三原市公共施設類型別実施計画 (平成30年7月策定、令和7年3月改定)、三原市公共施設長寿命化方針 (令和元年7月策定)、三原市公有財産利活用基本方針 (令和4年3月策定)

計画の実現に向けて

政策 6-2 デジタル化

施策 6-2-1 デジタル化の推進

関係 SDGs 1 貧困 2 飢餓 3 保健・福祉 4 教育 5 ジェンダー 6 水・衛生 7 エネルギー
8 雇用・経済 9 産業・技術革新 10 不平等 11 まちづくり 12 生産・消費
13 気候変動 16 平和・公正 17 連携・支援

基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

市民や事業者などの市役所利用者に市役所へ行かなくても申請や手続が終えられるという選択肢がある。

現状

- ・ 従来から対面による手続が前提であったため、市民や事業者は開庁時間に合わせて来庁し、手続をしなくてはなりません。
- ・ 書面を主体とした手続のため、庁舎内の滞在時間が長くなっています。
- ・ 市民等へ産業振興、中山間地域活性化、子育て支援、安全・安心などの各分野における最新のデジタル技術を活用したサービスを提供できていません。
- ・ マイナンバーカードの用途が広がっておらず、国のマイナポイント事業によってマイナンバーカードの交付を受けた状況にとどまっています。
- ・ 高齢者のスマートフォン保有率は高い水準であるものの、用途として携帯電話の延長程度にとどまっており、スマートフォンを十分に活用しているとは言いえません。
- ・ デジタルデバйд対策として実施した情報基盤整備事業から一定の年数が経過し、より高速な通信環境が一般的となり、それに伴って通信量が増大したことにより、100Mbps の通信速度では遅延が生じることがあります。
- ・ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づいて、期限内に標準準拠システムへ移行が完了できるよう、事務の見直しを進めています。

課題

- ・ 市民や事業者にとって（アナログ手段を含めて）有用なサービスを適用し、利便性の向上を実感できる環境を整える必要があります。
- ・ 来庁者の滞在時間を短くするために、来庁者の書類作成や移動経路の動線の見直しと併せて職員側の受付手順を見直すなど、窓口業務全般を最適化する必要があります。
- ・ 各分野の施策において実証事業を積極的に行い、その結果を踏まえてサービスを実装し、市民等に新しい行政サービスを提供する必要があります。
- ・ 国民にとって運転免許証やキャッシュカードのように生活に必須な機能や用途を持つものとするよう、国に働きかける必要があります。
- ・ 民間事業者との協業等を通じてスマートフォンの多様な使い方を学べる場や機会を提供する必要があります。
- ・ 民間事業者による無線高速通信等の新たなサービスが一般的となるまでの間、通信機器や通信線を継続的に更新する必要があります。
- ・ 国において更なる地方公共団体の事務の標準化・共通化への検討が進められており、検討結果に合わせて対応していく必要があります。

基本方針 1 市役所に行かなくても手続きができる、来庁したとしてもより効率的に手続きが終えられるように、市役所での手続きの方法や受付窓口を利用者目線に変えるなど、よりよい行政サービスを提供します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
コンビニエンスストアでも取得できる証明書等を市役所窓口で交付した枚数の割合	87.8% (令和5年度)	50.0%
市役所に行かなくても電子申請などの手続きができる割合	20.3% (令和6年11月)	90.0%
出生や転入などのライフイベントに係る窓口業務で改善した数	0件 (令和6年11月)	20件

基本方針 2 市民等へ産業振興、中山間地域活性化、子育て支援、安全・安心などの各分野における最新のデジタル技術を活用したサービスを受けることができる状態にします。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
デジタル技術を活用した実証事業数(累計)	4事業 (令和6年3月)	60事業
デジタル技術を活用した実装事業数(累計)	34事業 (令和6年9月)	65事業
デジタル関係の国県等補助事業の活用件数(累計)	16事業 (令和6年9月)	35事業
スマホ教室への参加者数	851人 (令和5年度)	450人
スマホ教室の開催数	91回 (令和5年度)	50回

基本方針 3 民間事業者による無線高速通信等の新たなサービスが一般的となるまでの間、計画的に情報基盤施設の更新を行い、情報格差を生まないような対策を進めます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
シェルター設備の更新進捗率	0.0% (令和6年3月)	100%

主な部門別計画：三原市デジタルファースト実行計画(令和4年3月策定)

計画の実現に向けて

政策 6-3 情報発信

施策 6-3-1 戦略的・効果的な情報発信

関係 SDGs 11 まちづくり 16 平和・公正

基本目標の実現に向けた、施策がめざす三原市の姿

市民が市政情報等を把握し、地域への愛着・誇りを持ち、官民一体で情報発信を行うことで、市外の人から、行きたい、住みたい、応援したいまちとして認知されている。

現状

- ・ 新聞折り込みによる広報誌の配布数の減少や、スマートフォン等を所持していない人がいることなどにより、市民や市の情報を欲する人に情報が届いていない状況です。
- ・ 多くの市民や市内事業者が、まちの魅力（歴史資産や地域産品、取組等）を感じておらず、市に愛着や誇りを持つという意識になっていません。
- ・ 市民が住んでいるまちの魅力や話題を把握し、自ら率先して発信する状況には至っていません。
- ・ 市内で遊ぶ場所や買物をする場所がないと思われており、市外の人が三原市を「行きたい」「住みたい」「応援したい」まちとして感じていません。

課題

- ・ デジタル媒体を使う人には情報を比較的簡単に届けられますが、使えない人にも情報が届くような対応を行う必要があります。
- ・ 市の情報や魅力を分かりやすく市民や事業者に提供する必要があります。
- ・ 官民が一体となって、まちの魅力を発信していくという意識を醸成する必要があります。
- ・ 魅力的な店舗や地域産品、市が取り組んでいる事業などを積極的に市外に発信していく必要があります。

基本方針 1 広報誌や市ホームページ、FM みはら、SNS などの多様な手段を用いた情報発信により、市内外の幅広い人に行政サービスや環境、人などの地域資源に関する情報を提供します。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10 年後)
市公式 LINE アカウント友だち登録者数	30,527 人 (令和 6 年 3 月)	32,000 人
市政や防災、イベントなどの情報が市広報などで分かりやすく提供されていると感じる市民の割合	(今後調査)	—
市公式 LINE・市ホームページ・マチイロアプリによる広報誌閲読者数	111,957 人 (令和 5 年度)	145,000 人

基本方針 2 「行きたい」「住みたい」「応援したい」まちとしての認知度を向上させるため、地域資源を発掘、創造し、交流・関係・移住・定住人口の増加を促進する関係施策と連動したプロモーションの企画・実施・情報発信を官民一体で取り組みます。

成果指標

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10 年後)
市民のまちへの愛着や誇り (シビックプライド)	(今後調査)	—
市のシティプロモーションに関心を持った人	33,670 人 (令和 5 年度)	50,000 人
ふるさと納税寄附件数	17,292 件 (令和 5 年度)	62,000 件

主な部門別計画：第 2 期三原市シティプロモーション戦略 (令和 6 年 3 月策定)